

No.	質問事項仮訳	損保協会意見		
		Yes/No	和文	英文
1	IAIS は、(保険業以外も含む)複雑なコングロマリット構造において、IAIG の本社をどのように特定するのかを、監督者および IAIG により明確に示すために、保険主体の金融コングロマリットについてより詳細な定義づけをすべきか? 「Yes」の場合、提案されている定義は有益な発射台となっているか、またそうであればどのような一層の特定が提案されるか?	Yes	IAIG の定義が存在する前提で、単純に「その選定指標の大部分が含まれている連結グループ」と、原則ベースで定義すれば良いのではないかと考えられる。	Provided that a definition for an IAIG exists, we think that a simple principle-based definition such as "a consolidated group whose scope meets the criteria to identify an IAIG" would be appropriate. We do not think that a rule-based prescriptive definition is necessary.
2	ICS 目的の連結バランスシートが必要となる階層レベルを決定するのに監督判断が必要となるような IAIG の例はあるか? もし「Yes」であるなら、IAIG の本社を特定するうえでの不明瞭な性質とは何か?		(コメントなし)	
2	(1)質問2の答えが「Yes」の場合、その不明瞭性は、より広いグループの一部となっている保険グループや金融コングロマリットであることと関係しているか? もし「Yes」であるならば、正しく IAIG の本社を特定するうえでの懸念を記述されたい。		(コメントなし)	
3	ICS 目的で企業グループに含まれるべき法人の要件をここに記載の通りとした場合、ICS の計算の範囲内に含まれるべき実際の法人について不明瞭な点はあるか? もし「Yes」であるなら、グループの範囲に関してより詳しく定めることによって、どのような種類の法人について、監督者や IAIG の判断に資すると考えるか?		(コメントなし)	
4	この章で述べた「グループの範囲」について、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか? もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。		(コメントなし)	
5	MAV バランスシートの設計に向けた 2016 年度フィールドテスト技術的仕様書に述べた GAAP の調整は、IAIG の財務状況について広く比較可能な絵姿を、また ICS の算出について一貫性のあるベースを提供できているか? 説明されたい。	Yes	(コメントなし)	
6	既存の GAAP(または法定会計)間において、MAV バランスシートの設計に際して調整すべき重要な部分はあるか? もし「Yes」であれば、説明願いたい。	No		
7	MAV は、契約の境界に関して、契約面や法的側面へのフォーカスより、より経済面へのアプローチ(例えば更新率や保険料率の安定性)をとるべきか? もし「Yes」であれば、なぜそうすることで IAIG のソルベンシーポジションをより正しく評価することができるのか?	No		
8	経済面へのアプローチを取り入れた場合、契約の境界の決定は	Yes	各社の裁量による要素が増加し、基準の複雑化につながる。比較可能性の観点からも好	Adoption of an economic approach would increase the discretion of IAIGs, making the determination of

	より複雑になるか？説明願いたい。		ましくなく、契約面や法的側面にフォーカスするべきと考える。	contract boundaries more complicated. This would also not be desirable from the comparability point of view, and the focus should be on the contractual or legal aspects of contract boundaries.
9	経済面へのアプローチを取り入れた場合、いくつかの ICS リスクチャージについてのキャリブレーションは、異なるリスクエクスポージャー(例えば解約・失効リスク)を捕捉するために見直す必要が出てくる。ICS 所要資本のうち、どの分野がどのように影響を受けるか？ICS 所要資本に定義されたリスクに沿って説明願いたい。		損保については、現在想定されていない更新契約を含めることで負債の計算方法、損保リスク、大災害リスクの計測の考え方が根本から変更される。また、生保リスクは責任準備金の変動をリスクとしており、影響が生じる。	Non-life insurance would be significantly affected, as the valuation of liabilities and the approach towards measurement of non-life and catastrophe risks would be fundamentally changed by taking into consideration renewals which are currently not included Life risks would also be affected since changes in the amount of reserves are regarded as risks.
10	枠組み全体の整合性を確保するため、契約の境界に経済面へのアプローチを取り入れた場合は、MOCE の定義についても再検討する必要が生じる。契約の境界についての経済面へのアプローチは、MOCE の仕様に影響を与えるだろうか？説明いただきたい。	Yes	MOCE は現在推計に対するマージンであるため、現在推計の定義が変更になれば見直しが必要。	Since MOCE is "Margin Over Current Estimate", so if the methodology for determining current estimates is changed, the definition of MOCE would need to be reviewed as well.
11	期待更新率を考慮することにより将来契約の具体的数量が保険負債の計算に含まれる場合、その結果算出される資本リソース(将来利益)は、引き続き Tier1 資本の判定基準(例えば利用可能性の基準)に合致するか？説明願う。		(コメントなし)	
12	これらの変更により、その他の ICS の要素は影響を受けるか？もし「Yes」であるなら、それらの要素を特定し、説明願いたい。	Yes	MAV について経済面へのアプローチを取り入れた場合には、GAAP+についても同様の定義を採用することを検討する必要がある。	If an economic approach were to be adopted for MAV, a similar approach would also need to be considered for GAAP Plus.
13	IAIS の基準イールド・カーブの定義における現行の 3 セグメントアプローチは、基準イールド・カーブを決めるうえで適切なベースとなっているか？説明願う。	Yes	(コメントなし)	
14	基準イールド・カーブは、市場における流動性に応じて、スワップレートか国債利回りのいずれかに依拠している。表4に掲げた、通貨ごとのイールド・カーブの決定に使用するベース(スワップレートまたは国債利回りのいずれかから IAIS が選択した案)のうち、適当でないものはあるか？もし「Yes」であれば、どの通貨についての選択が不適切であるか、貴方の回答を説明されたい。		(コメントなし)	
15	各通貨について、推定年限は各市場が深さ、流動性、透明性の観点で判定基準を満たさなくなると考えられる年限から開始する。セグメント2に掲げられた開始年限のうち不適切なものはあるか？もし「Yes」であれば、どの通貨の開始年限が不適切であるか、説明されたい。		(コメントなし)	
16	現在、IAIS では全通貨についてセグメント3は 60 年とするという単純化を採用している。IAIS はこの単純化を続けるべきか？ もし「Yes」である場合、このアプローチにつき何か必要な修正点はないか？ もし「No」である場合、IAIS は以下の選択肢に基づいてセグメント3の開始点の決定に関する別のアプローチの採用を検討すべき		(コメントなし)	

	か？			
16	(1)セグメント2の長さを調和させるべきか？もし「Yes」であれば、セグメント2の長さはどうすべきか？		(コメントなし)	
16	(2)IAIS は共通の収束期間だけでなく、最小収束点の決定を検討し、セグメント1の最終点に共通収束期間と最小収束点を加えた最大値を使用すべきか？もし「Yes」であれば、共通収束期間と最小収束点はどうかあるべきか？		(コメントなし)	
17	提案されているLTFRは、OECD の情報を用いたマクロ経済的アプローチに基づいている。この手法は適切か？説明願いたい。		(コメントなし)	
17	(1)もし質問 17 に対する回答が「No」の場合、IAIS は LTFR の導出について別の手法を開発すべきか？そのような代替的手法の概要を述べていただきたい。		(コメントなし)	
18	割引アプローチは、その導出手法が長い期間においては変動的で非連続でさえあるにもかかわらず、長期的に安定的なマクロ経済的前提に基づいている。IAIS は評価の頻度および LTFR のアップデート手法に関する問題についても取り組むべきか？もし「Yes」である場合、どのように評価の頻度および LTFR のアップデート手法に関する問題について検討すべきか、詳細を述べていただきたい。	Yes	基礎となっているマクロ経済的前提が変更された場合には(OECD による長期予測の更新、各国中央銀行のインフレターゲットの変更等)、LTFR の水準も変更すべきである。また、LTFR の変更のトリガーおよびタイミングは、ステークホルダーにとって十分に予見可能となるよう、予め規定されるべきであり、頻繁な変更は避けるべきである。また、必要に応じて激変緩和措置も検討されるべきである。	LTFR should be updated when its macroeconomic anchors (e.g. OECD growth forecast revisions, inflation-target revisions of central banks etc.) are changed. The triggers and timing of LTFR updates should be predetermined to ensure foreseeability for stakeholders, and frequent changes should be avoided. Furthermore, transitional measures to mitigate drastic change should be considered as required.
19	基本イールド・カーブの導出手法の改善について、ほかに提案があるか？ もし「Yes」であれば、貴方の提案の詳細な根拠を述べられたい。	No		
20	複雑性、比較可能性、ベースリスクのバランスを確保する必要性を考慮したうえで、信用スプレッド調整の計算ベースとしてのポートフォリオ選択に関するアプローチはどれが適切か？説明願う。		IAIG 固有の資産に基づく場合、計算の複雑性が増大し、比較可能性が著しく低下する。スプレッド調整を行う場合は、単一もしくは複数の参照ポートフォリオに基づくことが望ましく、IAIG 固有の資産に基づく方法は慎重に検討されるべきである。	If spreads are calculated based on IAIG-specific assets, this would lead to increased complexity and a significant decline in comparability. It is desirable for the spread adjustment to be based on single or multiple reference portfolios. A method based on IAIG-specific assets should be carefully considered.
21	保険負債の評価において個社特有の要素を考慮することは適切か？		(コメントなし)	
21	もし「Yes」であれば、 (1)どの程度が適切か？		(コメントなし)	
21	もし「Yes」であれば、 (2)上記で論じられているように、各選択が IAIG により独立して行われる場合、どのように本枠組みの市場整合的性質(資産評価のアプローチに明らかな)および平等な保険契約者保護の必要性と整合させるか？		(コメントなし)	
22	評価手法は所要資本の枠組みとともに、保険契約者保護を損ねるような質の低い投資への動機づけをしないことが重要であるか？説明願う。	Yes	ICS が契約者保護や金融システムの安定化に資するべきであることは、ICS 原則 2 で述べられている。	ICS Principle 2 states that the objectives of the ICS are to protect policyholders and to contribute to financial stability.

22	(1)質問 22 の回答が「Yes」である場合、BBB 格付相当の資産に関する調整に算入上限を設けることは、この目的達成に有効な手法であるか？説明願う。	Yes	低格付け投資で得られる流動性スプレッドに見合うリスクは必要資本上も考慮されておらず、一定の上限設定は必要と考える。	ICS capital requirements do not take into account risks of liquidity spreads from investment in lower quality assets. Therefore, we think that certain capping is necessary.
22	(2)質問 22(1)の回答が「No」である場合、ほかにどのようなアプローチが考えられるか？		(コメントなし)	
23	信用スプレッド調整の適用のため、保険負債をいくつかの区分に分類すべきか？	No		
23	(1)質問 23 の回答が「Yes」である場合、保険負債を異なる区分に分類するための適切な判定基準は何か？		(コメントなし)	
23	(2) 質問 23 の回答が「Yes」である場合、区分の数はどの程度が適切か？		(コメントなし)	
23	(3) 質問 23 の回答が「Yes」である場合、各区分の配分率はどうあるべきか？		(コメントなし)	
23	(4) 質問 23 の回答が「No」である場合、保険負債の予測可能性の判定基準に関する代替策として、保険契約者への部分的リスク移転(例えば市場価値調整のある商品)は信用スプレッド調整の決定についての判定基準になり得るか？		社債スプレッドの変動による損益を明示的に契約者に転嫁できる商品については保険負債の予測可能性が相対的に高いため、そのような特性を考慮して信用スプレッド調整を決定すべきである。	With regard to products whose gains and losses arising from changes in corporate bond spreads can be explicitly transferred to policyholders, changes in insurance liabilities are relatively more predictable. Therefore, the credit spread adjustment should be determined taking such characteristics into account.
24	IAIG がリスクを取らずに無リスク金利を超える信用スプレッドを稼ぐ能力は、当該 IAIG の資産キャッシュフローと負債キャッシュフローをマッチングさせる能力に依るか？説明願う。		(コメントなし)	
25	どの程度の粒度が、信用スプレッド調整の計算においてより適切であるか？貴方の回答について納得のいく説明をしていただきたい。 ①一つのスプレッド調整が計算され、そのうえで異なる区分(複数ある場合)に対し適用率を変えて適用される。 ②IAIG は各区分に紐づく特定のクラスの負債に充てる異なるクラスまたは混合の資産を特定し、特定された資産グループに基づいて各区分の信用スプレッド調整を計算する。		(コメントなし)	
26	ALM およびリングフェンシングに関する要件がない場合、監督者は提案された配分について実証を求め、また当該保険負債が存在する限りそれを維持することを求めるべきであるか？もし「Yes」であれば、それはどのように実現するのか、説明願いたい。		(コメントなし)	
27	デフォルトに関する調整について提案されている手法は妥当か？「No」の場合、どうすれば改善できるか説明願いたい。	Yes		
28	IAIS は LTFR に関する調整の導入を検討すべきか？「Yes」であれば LTFR の調整の技術的根拠は何か？また IAIS が検討すべき手法はどのようなものか？		(コメントなし)	

29	「逆リスクプロファイル」(パラ 137 に言及)の問題を避ける、あるいは緩和する方法はあるか? 「Yes」であれば、説明願いたい。		(コメントなし)	
30	基準イーールド・カーブに対する絶対値変化 (bps) として定義された調整のほうが、比例的な変動よりも適切であるか? 説明願いたい。	Yes	比例的变化だとマイナス金利を更にマイナス方向に増幅させることになる。ただし、絶対値変化の場合だと比例的变化に比べ短い年限に大きなスプレッドが乗ることになるため、調整幅については議論が必要である(例えばスプレッドを計算するグリッド年数を現状の10年だけでなく一定追加すること、など)。	Proportional change would further exaggerate negative interest rates. On the other hand, an absolute change would add higher spreads to a shorter period of time, so further discussion is required for the adjustment range (e.g. the grid point to calculate the spread, currently set at 10-years, could be more varied).
31	提案されている選択肢のうちどれが、IAIS が検討している複数の政策的課題をバランスよく押さえたものになっているか? 説明願いたい。		オプションや参照手法の比較にあたって、以下のような意見がある。 ・オプション1は相対的に、計算基準の明確さ、低格付け資産への投資インセンティブをもたらさない点で優れている。ただし、ベースリスクの抑制に課題がある。 ・オプション3は相対的に、ベースリスクの抑制に対処する点で優れている。ただし、計算基準の明確さ、低格付け資産への投資インセンティブをもたらす点で課題がある。	The following opinions have been raised upon comparison of the options and reference methods: - The relative advantage of option 1 is its ability to provide clear calculation criteria and reduce incentives to invest in lower grade assets. However, it has problems regarding mitigating basis risk. - The relative advantage of option 3 is its ability to mitigate basis risk. However, it has problems regarding clarity of calculation criteria and incentivizing investment in lower grade assets.
31	(1)選ばれた選択肢は、更に適切なものとなるよう修正することができるか? 「Yes」であれば、当該選択肢に関する修正方法の詳細を提示願いたい。	Yes	31-0に関わらず、債券の市場価格を基に解約返戻金の計算を行う市場価値調整機能のある商品については、解約返戻金を通じて将来キャッシュフローに評価日時点の債券の市場価格が反映されることから、割引においてもスプレッドを反映することは整合的である。そのような商品のうち、死亡保障などの最低保証部分を除いた部分については、社債スプレッドの変動による損益を契約者に転嫁できる商品とみなせるため、根拠となる債券の市場価格に関する情報が契約者に明示されているなど当該転嫁が確実であることを条件に、別扱いとしてスプレッドへの個社ポートフォリオの反映も認めることが考えられる。	Notwithstanding Q31-0, with regard to products with a market-value-adjustment function which calculate cash surrender values in reference to the bond prices in the market, it would be consistent to reflect the spread in discounting future cash flows because the bond prices as of the valuation date would be reflected in future cash flows through cash surrender values. The portion of such products, excluding the minimum guarantee portion such as death benefits, can be presumed to be products whose gains and losses from changes in bond spreads can be passed on to policyholders. In such cases, IAIG-specific portfolios could be reflected on spreads as an exception, on the condition that such pass-through is certain, e.g., the bond prices which serves as the basis for such a pass-through function is explicitly stated.
32	MAVについて、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか? もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	Yes	特に損保は1年契約が多いが、ICSが導入される際には、MAVにおける1年契約の負債は、IFRSのPAAなど割引を行わない簡便な計算が認められるものと認識している。	One –year contracts are prevalent especially in non-life insurance, and when ICS is implemented, our understanding is that a simplified measurement without discounting such as the PAA (premium allocation approach) under IFRS would be admitted for liabilities of one-year contracts in MAV.
33	AOCI 調整は長期負債を支える債券に関する未実現損益(当該未実現損益が認識されない可能性が高い場合)にのみ適用されることが提案されている。これは非経済的ボラティリティを債券投資の公正価値評価から区分する手法として適切か? 「No」の場合、どのような代替手法を提案するか、またそれはなぜか?		(コメントなし)	
34	AOCI 調整の目的で、長期負債に対応する資産を特定する方法について、何らかの改善がなされるべきか? たとえば、MAVの割引における資産についてオプション3で提案されているバケッティングアプローチ(負債の流動性の性質に基づく)(訳者注:P49参照)と類似の手法は、長期負債に対応する資産の特定に適切な手法になるか? 説明願う。		(コメントなし)	
35	ある程度の未認識損益を除外するための「more likely than not (50%を超える確率で)」という基準は AOCI 調整の計算に関する要素として適切か? 説明願う。		(コメントなし)	

35	(1)この基準は未認識損益が50%を超える確率で実現される場合において、資産を区分する適切な方法か？もし「No」である場合、どのような代替手法を提案するか、またそれはなぜか？		(コメントなし)	
36	「more likely than not」カテゴリーに含まれるべき具体的な資産クラスはあるか？「Yes」であれば、説明願いたい。		(コメントなし)	
37	デフォルトリスク調整は適切か？説明願いたい。		(コメントなし)	
38	デフォルトリスク調整の計算方法としてありうるやり方に、現在の信用格付けと比較して、購入時（あるいは前回の減損時）の格付けを参照することも考えられる。格付けの変化はデフォルトリスクに関連する信用スプレッドの部分を決定するのに利用しうる。これはデフォルトリスクに関連する未実現損失を見積もる方法として適切か？説明願う。もし「No」である場合、債務不履行リスクスプレッドを計算する代替的手法を提案願いたい。		(コメントなし)	
39	いくつかのボランティア IAIG からは、デフォルトリスクスプレッドはストレスがかかっている期間において非常にボラタイルになることがあるとの指摘がなされている。妥当な過去の期間にわたるボラティリティを評価する手法はあるか？また、そのための適切なデータは入手可能か？説明願う。		(コメントなし)	
40	GAAP+原則およびガイドラインは、IAIS が定義する ICS 原則を満たす ICS 評価アプローチの仕様としての、十分な基盤を成しているか？説明願う。	No	以下の点を満たしていないと考える。 原則1: consistent valuation principles for assets and liabilities 原則5: comparability of outcomes across jurisdictions GAAP に基づく調整では、資産と負債を統合的に評価できないケースがあり、また、法域間の比較可能性が失われるものとする。	We think that the GAAP Plus principles and guidelines do not fulfil the following ICS Principles: Principle 1: Consistent valuation principles for assets and liabilities Principle 5: Comparability of outcomes across jurisdictions We think that adjustments based on GAAP may sometimes fail to evaluate assets and liabilities in a consistent way, and may also fail to achieve comparability between jurisdictions.
41	2016 年フィールドテストの技術的仕様書に概要を述べた GAAP+ の管轄区域ごとの例示において、内部的に一貫しない点はあるか？あるいは、GAAP+原則およびガイドラインと整合しない分野はあるか？もし「Yes」であれば、それらの例についての修正案を説明願いたい。		(コメントなし)	
42	GAAP+においては、管轄区域間で資産の評価方法に違いが存在する。すべての法域について、同じアプローチ（公正価値か、取得原価と公正価値の混合か）で資産評価が行われるべきか？説明願いたい。		(コメントなし)	
43	GAAP+においては、管轄区域間で負債の評価方法に違いが存在する。すべての管轄区域について、同じアプローチ（帳簿価額に近いものか、市場価値か）で負債の評価が行われるべきか？説明願いたい。		(コメントなし)	
44	管轄区域間でより比較可能な負債評価結果を導くために、何らか	Yes	GAAP+に適した（＝ICS 原則を満たし、かつ MAV と近似可能である）会計基準を改めて特	GAAPs which are suitable for GAAP Plus (i.e., GAAPs that fulfil ICS Principles and are able to approximate

	の改善点があるか？説明願う。		定した上で、当該会計基準のみ GAAP+の開発を継続すべきである。	MAV outcomes), should be newly identified and GAAP Plus should be developed only for those GAAPs.
45	米国法定会計のみ報告する会社のための、財務データの集約方法が GAAP+用に開発されてきた(2016 年フィールドテスト技術的仕様書のセクション 7.3.2 を参照)。この方法は、結果としての統合財務諸表が米国会計基準の連結財務諸表と実質同等になるように、すべての主要な要素を捕捉しているか？もし「No」の場合、主要な違いに対処しうる他の要素あるいは調整点を挙げていただきたい。		(コメントなし)	
46	現在のデータや過去のルール導入事例がない中で、(IASB や FASB から)提案中の会計基準の、ICS(特に GAAP+)に対する影響を評価する方法はあるか？説明願う。	Yes	GAAP+に適した(=ICS 原則を満たし、かつ MAV と近似可能である)会計基準を特定し、当該会計基準にのみ GAAP+の開発を継続する場合において、GAAP+に適しているかの判断は導入前でも可能と考えられる。	Where GAAPs suitable for GAAP Plus (i.e., GAAPs that fulfil ICS Principles and are able to approximate MAV outcomes) are identified and GAAP Plus will be developed only for those GAAPs, we think that suitability for GAAP Plus can be decided prior to implementation.
47	GAAP+に関して ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	YES	FT やコンフィデンシャル・レポーティングにおいて、引き続き、全ての会計基準において GAAP+の計算が求められる場合、GAAP+の所要資本や CC-MOCE の計算は、MAV の結果で代替することを許容すべきである。 両方の評価手法について仕様に基づく計算を行うことは、計算負荷が大きく、また ICS2.0 に向けて評価における差異を減らすことが目指されていることを踏まえると、その重要性は大きくない。	If calculation of GAAP Plus continues to be required for all accounting standards for Field Testing and confidential reporting, substitution by MAV should be allowed for calculations of GAAP Plus capital requirements and CC-MOCE. Calculations for both valuations based on the Technical Specifications is a significant workload and less relevant considering the objective of narrowing the differences of the valuation methods towards the development of ICS 2.0.
48	CC MOCE の計算(ブルーデンス/資本コストの両アプローチ)について、GAAP+の負債の計算方法に関する特別の問題(GAAP+における CC MOCE の計算と MAV における CC MOCE の計算の違いを生むような)はあるか？「Yes」の場合、説明願う。		(コメントなし)	
49	貴方の経験あるいはデータ分析に基づき、MAV で定義されている現在推計と比較して、保険負債の市場取引価格を述べるあるいは見積もることができるか？「Yes」の場合、現在推計に関して(そうすることが適切な場合は負債の種類に応じて差を設けたうえで)どんな価格を提示あるいは見積もるか？回答を説明するうえでの証拠や参照資料も提供願う。	No		
50	資本コストのハードルパラメータは ①固定であるべきか？「Yes」の場合、どのように決定されるべきか？ ②特に異なる経済環境を反映するために、他の経済的変数と連動すべきか？「Yes」の場合、どの経済的変数を使うべきか(例えば金利カーブ、スプレッドレベル)？ ③平均的観測値とは異なる最低水準(ハードル)に関連して決定されるべきか？「Yes」の場合、その理由とどのように反映するのかを説明願う。 ④幅広い株式市場または保険特有の方法に基づくべきか？	①	現在の計算の簡便さや規制上の比較可能性に照らして、資本コスト率は各社共通で固定であるべきと考える。提案されている水準の 5%についても、特段異論はない。	From the points of view of simplicity of calculation and comparability, the costs of capital should be fixed and common across IAIGs. We have no particular objection to the proposed level of 5%.

	「Yes」の場合、説明願う。			
51	計画されている所要資本に含まれているリスクは適切か？「No」であれば、どのリスクを削除／追加すべきか？またその理由も説明願う。	No	FT仕様書においては、大災害リスクが100%ペースで所要資本の予測に反映されることとされているが、損保の保険料リスクと同様、エクスポージャー減少の影響を反映することが合理的である。	While the Field Testing Technical Specifications provide for Catastrophe risk to be reflected in the projection of future capital requirements by 100%, it is reasonable to reflect the decrease in exposure as in the case of premium risk.
52	計画されているグローバル所要資本の計算は適切か？「No」の場合、論拠を添えて修正案を提示願いたい。	Yes		
53	正確性／リスク感応度と簡便さのトレードオフ(たとえば死亡リスクについてキャッシュアウトフローから満期返戻金を除外するか、リスク全体とするか)を考慮した場合、標準手法の一部としての将来所要資本の見積もりに関するアプローチは適切か？「No」の場合、修正案および論拠を示されたい。	No	簡便な手法には賛成するが、損保のランオフパターンは、地域や UPP/Pre Claim と Claims などにより大きく異なる可能性がある。UPP/Pre Claims について、長期の損保契約もある。長期契約に重要性のある会社については、生保契約と同様に、各社固有のランオフパターンを用いて保険期間の長期性の度合いを考慮できるようにすべきである。特に、日本では最長で保険期間 36 年の火災保険を引き受けていたため、影響が大きい(日本の火災の UPP/Pre Claims は年間保険料の約3倍である(2014 年度全社実績、GAAP ベース))。2016 年 FT で収集されるデータも参照のうえ検証、調整が行われるべきである。(Q51 と合わせて、損保リスクの適切な評価を行う観点からコメントしている。)	While we support simplicity in the approach to project future capital requirements, it should be noted that run-off patterns of non-life insurance vary significantly according to region, UPP (unearned premium provision)/pre-claims or claims etc. With regard to UPP/pre-claims, there are long-term non-life contracts as well. IAIGs with material long-term non-life contracts should be allowed to consider duration of their contracts using firm-specific run-off patterns, as in the case of life contracts. This has significant impact in Japan, since fire policies as long as 36 years are written. In Japan, the amount of UPP/pre-claims for fire insurance is 3 times the amount of annual premium income (2014 industry total, GAAP-basis). The approach should be verified and adjusted taking into account the data collected during 2016 Field Testing. (Along with our comments for Q51, we are commenting from the view of appropriately valuing Non-life risk.)
54	IAIG の ICS 所要資本(1 年の 99.5%VaR)は CoC MOCE のベースとなる資本量として適切か？「No」の場合、論拠とともに代替案を提示願いたい。	Yes		
55	計画されている将来所要資本は、最小、平均的または最適な分散効果を反映すべきか(合理的なシナジーを獲得しうる積極買収者を考慮して)？「Yes」の場合、どのように CoC MOCE の計算に分散効果を反映させるのか？	Yes	算出方法との整合性を考慮すれば、ICS 必要資本計算において用いられる分散共分散行列を使用するという案は妥当と考える。	We think the idea of using variance/covariance matrices in the CoC-MOCE calculation is relevant considering the consistency with ICS capital requirement calculation.
56	2016 年フィールドテスト技術的仕様書により市場リスクおよび大半の信用リスクが将来所要資本の見積もりから除かれる場合、このような MOCE は、市場リスクがなく、また限られた信用リスクしかないケースにおける資本増強のみを許容する(すなわち市場リスクをとるには十分な資本リソースがない)ということの意味するものか？「No」の場合、説明願う。	Yes		
57	MOCE の水準によって許容される資本増強水準では市場リスクがカバーされず、また限られた信用リスクしかカバーされない場合、市場リスクおよび信用リスクと無関係な資産への投資から得られる将来利益は、リスクフリーレートであるべきか？「No」の場合、説明願う。	Yes		
58	上記 2 つの質問の答えが「Yes」であると仮定して、計画されている将来所要資本をリスクフリーレートで割り引くことは整合的か？「No」の場合、論拠を添えて代替案を提示願いたい。	Yes		



59	割引係数はハードルレート(資本コストパラメータ)と何らかの方法でリンクされるべきか? 「Yes」の場合、リスクフリーレートで割引引くための代替案を論拠とともに示されたい。	No		
60	CoC MOCE は保険負債の評価の一部であり資本リソースには含まれないべきであるか? 「No」の場合、説明願う。	Yes		
61	99.5%VaR で較正された所要資本に加えて CoC MOCE を保有することは、(監督上の所要資本を満たす資本水準に見合うコストを提供することにより)IAIG が 99.5%の確率で健全に存立できる状態にいることを保つ状態であるか? 「No」の場合、説明願う。	Yes		
62	CoC MOCE が健全な存立レベルを目指したものである場合、現在の資本リソースの定義は適切か? 「No」の場合、どの程度の健全な存続可能性レベルを維持すべきか、またその目的のために他の形態の資本リソースを検討すべきか、を含む詳細について説明願いたい。	Yes		
63	CoC MOCE と所要資本の間にダブルカウントはあるか? 説明願う。	No	提案された CoC-MOCE はゴーイングコンサーンを前提とした場合の資本調達コストであり、現在推計、所要資本とは性格が異なる。計算する際に所要資本をベースとしているだけで、ダブルカウントは生じていないと考える。	The proposed CoC-MOCE is the cost of raising capital on a going concern basis. It has different characteristics from current estimates or capital requirements. The current estimate is merely a base to calculate CoC-MOCE, and we do not think there is any double counting.
64	P-MOCE は損失吸収性を持つか? 説明願いたい。また「Yes」の場合は損失吸収が生じる状況について詳しく述べてもらいたい。	No	保険会社は様々なリスクに晒されており、「あるストレスが発生した場合に、他のリスクの発現が必ず抑えられる」という相関性は通常想定できないことに加えて、同種のリスクにおいてすら、更なるストレスが発生する可能性を否定できない。したがって、「ストレス発生後は不確実性が消滅する、もしくは劇的に減少する」との前提は、非現実的と言わざるを得ない。簡便的に考える場合であっても、「ストレス発生後も同程度のリスクを抱え、したがって、同程度の MOCE が必要である」との考えの方が実態に合っている。	Insurers are exposed to various risks. We cannot assume any correlation between "occurrence of a certain risk reducing manifestations of another". Even for the same risks, we cannot deny the possibility of more extreme stress emerging. Therefore, we must say that the assumption that "uncertainty disappears or significantly decreases after a stress" is unrealistic. Even for a simplistic approach, the idea that "we carry a similar level of risk even after a stress event and therefore a similar level of MOCE is required" more accurately reflects reality.
65	P-MOCE は他のバランスシートの項目と同様に ICS 所要資本の計算においてストレスをかけるべきか? 説明願う。	No	(コメントなし)	
66	MOCE に関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか? もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	Yes	MOCE を導入する場合、CoC-MOCE を支持する。提案された P-MOCE については、以下の懸念がある。 ・P-MOCE の目的とされる「契約者保護」の考え方と、P-MOCE の計算方法の関係性が不明確である。 ・特に損保 P-MOCE については、各国の会計基準や金利水準に過度に依存しており、少なくとも MAV のコンセプトに合っておらず、マイナス金利にも対応できない。加えて、保険料率にマージンが勘案されていない場合や赤字料率が設定されている場合は、適切な金額が算出できない。また、同じ P-MOCE でも生保・医療はクオンタイル法を採用しており、考え方が整合していない。(なお、生保と損保が整合しない理由として例示されている「損保リスクが新契約を含む」点は、(CoC-MOCE 算出と同様に)新契約相当分を控除して計算することで整合性は保てるものとする。)	If MOCE is to be introduced, we support CoC-MOCE. We have the following concerns over the proposed P-MOCE: - The relationship between P-MOCE's prescribed intention of "policyholder protection" and the calculation method is unclear; - P-MOCE, especially in the case of non-life, is over-reliant on each countries' accounting standards and interest rate levels, and also inconsistent with the concept of MAV and cannot deal with negative interest rates. Additionally, it cannot calculate the proper amount when the premium rate does not take into account margins as well as when the rate is set at a loss-making level. Construction of life and health P-MOCE is based on the quantile approach and is inconsistent with non-life. (The reason for inconsistent treatment between Life/Health and Non-life risks is said to be because "Non-life risk includes new business". However, consistency can be maintained by deducting the new business part from non-life risk (as in the case of CoC-MOCE).)

			一方、CoC-MOCEについてもICSが想定する制度の前提条件（例えば負債を買収する側の資本コストなのか、被買収側の資本コストなのか、など）次第では異なる議論も想定される。	On the other hand, we may need to reconsider our position for CoC-MOCE depending on the underlying assumption of the ICS; for example, in the case of acquisition, whether liability is the capital cost of the acquirer or the acquired.
67	すべての再保険契約は全管轄区域間で一貫した定義を用いて特定されるべきか？「Yes」の場合、定義を提案願いたい。	No		
68	プロポーシヨナリティおよび現実主義の要請を考慮した場合、ある種類の再保険契約についてのみ、管轄区域間の一貫したアプローチを制限することは適切か？「Yes」の場合、どの種類の契約か？説明願いたい。		(コメントなし)	
69	再保険の認識に関して、ICSバージョン1.0の開発に向けてIAISが考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
70	算入上限付き Tier1 金融商品は元本による損失吸収メカニズムを持つべきか？	Yes		
70	(1)質問 70 に対する回答が「No」の場合、その元本はゴーイング・コンサーンベースで損失吸収力を提供するものと考えられるべきか？当該資本がゴーイング・コンサーンベースで損失吸収することを実証する方法を説明願う。		(コメントなし)	
71	IAIG の連結子会社により発行され第三者が保有しており、グループとしては当該 IAIG の保険契約者保護に使うことができないような金融商品について、(資本算入)の上限量を決定するために、IAIS が使用しうる客観的な手法はあるか？説明願いたい。	Yes	今後議論される fungibility の問題を除いて考えれば、連結子会社の資本調達手段は 100% 資本としてカウントされるべきと考えられる。	Excluding the issue of fungibility, which will be covered in future discussions, every instrument issued by consolidated subsidiaries of IAIGs as a means of raising capital, should be counted as 100% capital.
72	Tier1 から控除されたもののうち、Tier2 に足し戻されるべき量を決定するための手法として IAIS が使用しうる客観的な手法はあるか？説明願いたい。		(コメントなし)	
73	構造劣後性は、清算時に契約者が第一順位で支払われることを保証するのに十分か？説明願う。		(コメントなし)	
74	構造劣後(組織上の劣後構造)は、法的あるいは契約上の劣後と同様の効果を生ずるか？説明願う。		(コメントなし)	
75	契約上の償還時における償還に際し監督者の事前承認を要件とする場合は、当該金融商品の年限が永久であるとみなす上で、十分な条件と言えるか？説明願う。		(コメントなし)	
76	契約上の支払時における支払い(たとえば利息や配当)に関し監督者の事前承認を要件とする場合は、当該支払いが非累積型であると考えられる上で、十分な条件と言えるか？説明願う。		(コメントなし)	
77	相互会社形態の IAIG によって発行された現存の金融商品(たとえ		(コメントなし)	

	ば、サープラスノートに限らず、基金や他の形態の劣後金融商品）はゴーイング・コンサーンベースで損失吸収を行うと言えるか？金融商品を特定したうえで説明願う。			
78	相互会社形態の IAIG の金融商品をより適切に分類するために、Tier1 基準(算入上限付き／算入上限なし)を何らかの方法で変更すべきか？説明願う。		(コメントなし)	
79	相互会社形態の IAIG が、2016 年フィールドテスト技術的仕様書に示されている Tier1 資本リソースの適格判定基準を満たす他の金融商品を発行するうえでの障害となっているのは何か？説明願いたい。		(コメントなし)	
80	払込未済商品は ICS 適格資本リソースに含まれるべきか？説明願いたい。	Yes	未払込商品は、払い込みが確実に履行される(支払者に対して IAIG が強制力を持つ、あるいは客観的に支払の実現可能性が高い)場合は資本に含めるべき。	Non-paid-up capital items should be included in ICS qualifying capital resources if it is certain that the payment will be made, for example if the IAIG can enforce the obligor to pay or if it is objectively highly likely that payment will be made.
80	(1)質問 80 に対する回答が「Yes」の場合、2016 年フィールドテスト技術的仕様書で定められた適格基準は払込未済商品の評価に適用されるすべての要求項目を捕捉しているか？説明願う。		(コメントなし)	
81	払込未済資本が許容される場合、2016 年フィールドテスト技術的仕様書で提案された資本の構成割合上限は適切か？「No」の場合、どのように上限を設けるべきか？	No	未払込商品は、払い込みが確実に履行される(支払者に対して IAIG が強制力を持つ、あるいは客観的に支払の実現可能性が高い)場合は資本に含めるべき。払い込みが完了していないことによる上限設定は不要と考える。	Non-paid-up capital items should be included in ICS qualifying capital resources if it is certain that the payment will be made, for example if the IAIG can enforce the obligor to pay or if it is objectively highly likely that the payment will be made. We do not think that any limit is necessary even if the payment is not settled.
82	適切な資本の算入上限を定めるために IAIS が依拠する理論的根拠は何か？		(コメントなし)	
83	IAIG によって発行された金融商品の償還に際し、監督者の事前承認が求められるべきなのはどのような場合か？①実効償還日②契約上の償還日③その他。説明願う	③	実効償還日・契約上の償還日ともに、監督者の事前承認は不要と考える。	Prior supervisory approval should not be required for the redemption of a financial instrument issued by an IAIG, whether it is at its effective maturity date or at its contractual maturity date.
83	(1)その他の要素(たとえばロックイン条項や償却)は考慮されるべきか？説明願う。		(コメントなし)	
84	ロックイン条項は償還に際しての監督者の事前承認と同様の予防措置になるか？説明願う。	Yes	当局の事前承認よりも、より客観的な措置と言える。	The lock-in feature provides a more objective safeguard than prior supervisory approval.
84	(1)質問 84 に対する回答が「Yes」の場合、ICS 適格基準はロックイン条項のある金融商品について監督者の事前承認を削除するよう修正すべきか？説明願う。	Yes	監督者の事前承認自体がそもそも不要と考えるが、仮にそのような規制となった場合、ロックイン条項により監督者の事前承認は不要になると考える。	We do not think that prior supervisory approval is necessary. However, if prior supervisory approval is to be incorporated into the regulation, the lock-in feature should provide exclusion.
85	上記の AOCI 要素はゴーイング・コンサーンベースで損失吸収性を持つか？その(それらの)要素がどのように損失吸収をするか、説明願う。	Yes	a～e のいずれの項目についても、ゴーイングコンサーンでの損失吸収性が認められるべきである。	Loss absorbing capacity on a going concern basis should be recognized for all AOCI elements a) through e).
86	特定の管轄区域の GAAP において AOCI に含まれるその他の要素で、ゴーイング・コンサーンベースで損失吸収性を持つと考え		(コメントなし)	

	られ、よって資本リソースに含められるべきであるものはあるか？ 説明願いたい。			
87	記載されている「保険負債／再保険調整相殺」の定義は適切か？ 説明願う。		(コメントなし)	
88	評価調整量のうち含められるべきまたは除外されるべきものはあるか？説明願う。		(コメントなし)	
89	「保険負債／再保険調整相殺」を含めることは資本リソースについて大きなボラティリティを生むか？「Yes」の場合、そのボラティリティにどのように対処すべきか？	Yes	主に負債の再評価によりボラティリティが発生するものと考えられるが、ボラティリティが一時的であると考えられる場合、是正措置に猶予期間を設ける等の対処が必要となる。	Volatility will likely be generated mainly due to revaluation of liabilities. If "occurrence of volatility" can be deemed to be temporary, it would be necessary to take measures, such as putting in place a transition period before applying remedial actions.
90	資本リソースに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No	担保資産等を処分制約のある資産として Tier1 資本リソースから一律控除する現行仕様書の取扱いは、資産の内訳取得や所要資本の増分額計算が複雑であり、実務対応が困難である。仮に導入される場合でも、現行仕様書の取扱いは過度に保守的と考えられるため、控除対象から除外すべきである。 特に以下については、見直しが必要である。 ・一般に監督規制に基づいて担保を提供しているものについては、そもそも有事の際の契約者保護(保険金支払等の)の原資を予め一定確保する目的であることから除外すべき ・金融市場取引に係る担保については、有事には当該取引を手仕舞うことにより、容易に担保の回収が出来ることから除外すべき ・資産を差し入れた側からの一方的な申し入れにより回収できる場合には確実に回収できると見込まれる金額を除くべき	As they are regarded as assets with encumbrances, current technical specifications require the deduction of assets such as collateralized assets from Tier 1 capital resources. However, such treatment would be difficult in practice as it would require IAIGs to clarify their asset breakdowns and calculate any increase in capital requirements. If such a requirement is to be introduced, the current treatment required by such technical specifications is overly conservative and certain items should be excluded from deductions. In particular, the following points require revisions: - The collateral required by supervisory regulation should be excluded from deductions because the purpose of such collateral is to secure a certain amount for policyholder protection (such as claim payments) in a contingency. - Collateral associated with financial market transactions should be excluded from deductions because it can easily be recovered in a contingency by settling such transactions. - In cases where assets can be recovered upon a unilateral request by the party pledging collateral, the amount that can be expected to be recovered with certainty should be excluded from deductions.
91	上記原則は適切か？説明願う。	No	リスク軽減手法の認識は、評価日時点の資産負債の存在だけではなく、capital requirement におけるリスク認識とも整合的であればならない。具体的には、premium risk は将来正味既経過保険料をエクスポージャ の構成要素としており、暗黙裡に将来新契約に対する出再効果が反映されることを想定しており、その点を原則上も明確化すべきである。	Recognition of risk mitigation should not only take into account assets/liabilities existing on the valuation date, but also be in line with risks recognised within ICS capital requirement. Specifically, with regard to premium risk exposures whose component is future net earned premiums, it is implicitly assumed that ceded reinsurance of future new business will be reflected, and principles for the recognition of Risk Mitigation should clearly state this point.
92	ダイナミックヘッジは ICS バージョン 2.0 において、リスク低減技術として認められる範囲に含められるべきか？説明願う。	Yes	(コメントなし)	
92	もし質問 92 に対する回答が「Yes」の場合、 (1)ICS で認められるべきダイナミックヘッジプログラムについて説明願う。		(コメントなし)	
92	もし質問 92 に対する回答が「Yes」の場合、 (2)ICS および現在設計されている方法(すなわち市場リスクへの即時のショックの適用)に適合する形でどのように本原則を修正できるかについて説明願う。		(コメントなし)	

92	もし質問 92 に対する回答が「Yes」の場合、 (3)ダイナミックヘッジが ICS 所要資本で認められるために、どの基準が満たされるべきかについて説明願う。		(コメントなし)	
93	残存期間が 12 か月未満のリスク低減技術についての一般的な取り扱いが ICS 標準手法として適切か？「No」の場合、ICS 標準手法として適切な、現実的な代替手法の詳細を提示願いたい。	No	基準時点における経済実態を適切に捉える観点から、12 ヶ月未満のリスク低減技術について調整を加えるべきでない。特に金利、株、為替リスク全てにおいて資産運用目的で活用している先物、オプション取引などのデリバティブ取引については、更新される前提とするべきと考える。例えば、先物・先渡し契約によるリスクヘッジ（為替予約による為替リスクヘッジ等）は、通常 12 ヶ月より短い期間の契約を更新することにより、有効なヘッジ取引として機能するものである。このような取引に期間に応じた調整が行われると、経済実態をゆがめる可能性があるため、適切ではない。従って、評価日時点の残存期間だけでなく、更新も含めて 12 ヶ月間のリスク軽減効果が認められるべきである。	In order to appropriately reflect the economic reality on the reference date, risk-mitigation techniques that are in force for less than the next 12-months should NOT be adjusted in proportion to the length for which the risk-mitigation technique is in force. In particular, it should be assumed that all derivatives traded for asset management purposes, e.g. futures and options with regard to interest rate, equity, and currency risks, will be renewed. For example, risk-hedging using futures and forwards contracts (e.g. hedging of currency risks using the exchange forwards contract function) becomes an effective hedging technique when renewing contracts whose terms are usually shorter than 12-months. It is not appropriate for adjustments to be made on such contracts, depending on the length for which such contracts are in force, as such adjustments could distort economic reality. Risk mitigation should be recognised not only for the remaining period in force, but also for the next 12-months including the period after renewal.
94	損保リスク低減策の更新についての認識の基準は、ICS 標準手法として適切か？「No」の場合、どの基準を修正すべきか、根拠と修正文案も含めて詳細を記述願いたい。	Yes	リスクの計測では、元受について翌年度 1 年間の新規・更新契約を前提としており、残余期間が 12 か月未満の再保険についても更新を認識することは妥当である。	It is appropriate to recognise renewal of reinsurance contracts that are in force for less than the next 12-months. This is in line with the measurement of risks, which assumes new and renewed business over the next one-year period (one-year time horizon).
95	参照日におけるバランスシートから生じるリスクについて、損保リスク以外に関するリスク低減策の更新も認識されるべきか？ 「Yes」の場合、以下についても示されたい。	Yes	(コメントなし)	
95	もし質問 95 に対する回答が「Yes」の場合、(1)このような更新に関する認識に適用できる判定基準についての具体的な提案		他のリスクについても、損保リスクと同様の基準を適用すべきである。特に金利、株、為替リスク全てにおいて資産運用目的で活用している先物、オプション取引などのデリバティブ取引については、更新される前提とするべきと考える。	The same criteria applied to non-life insurance risks should also be applied to other risks. In particular, it should be considered that all derivatives traded for asset management purposes, e.g. futures and options with regard to interest rate, equity, and currency risks, will be renewed.
95	もし質問 95 に対する回答が「Yes」の場合、 (2)そのようなリスク低減策として適合する具体的な事例（対象とするリスクや低減策の具体的な内容の詳細も含む）		(1)に記載の通り、金利、株、為替リスク全てにおいて資産運用目的で活用している先物、オプション取引などのデリバティブ取引が挙げられる。	As mentioned in our answer to (1), all derivatives traded for asset management purposes, e.g. futures and options with regard to interest rate, equity, and currency risks, qualify as examples of such risk mitigation arrangements.
95	もし質問 95 に対する回答が「Yes」の場合、 (3)将来的な利用可能性や将来のコスト、ならびに意思決定の不確実性といった課題にどのように対処するかについての提言		基準日時点の資産・負債をリスクの対象としており、これらの資産・負債については継続保有の可能性を考慮していないことから、特段の条件なく、基準日時点で保有しているヘッジ手段のリスク低減効果を認識するのが整合的な取扱いと考える。	Risks are measured based on assets/liabilities held on the reference date and do not take into account whether they will continue to be held or not. Therefore, in terms of consistency, the risk mitigation effect of the hedging held on the reference date should be recognised without any particular conditions.
96	リスク低減策から生じるベースリスクについての具体的な閾値を定めるべきか？「Yes」の場合、ICS に適切な定義の詳細な提言を論拠とともに示されたい。	No		
97	リスク低減技術から生じるベースリスクについて説明している組織を知っているか？「Yes」の場合、実際にどのように行っているか、詳細を教示願いたい。	No		
98	リスク低減に関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびそ	No		

	の根拠を述べられたい。			
99	ルックスルーに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	Yes	オプション1を原則とし、原エクスポージャをベースにした評価を行うが、ルックスルーを実施することが困難な場合には、オプション2のような投資マニフェスト上の上限値を用いた算出を行うことが望ましい。 オプション1の部分的ルックスルーの具体的な手法として、ファンド内の債券等については、ファンドの平均デュレーションや格付別割合の使用を認める、あるいは詳細情報取得不可の場合にはデュレーション・格付を指定するなど、簡便的に算出する方法も考えられる。	In principle, option 1, a look-through approach on the basis of the underlying current exposure, should be applied. However, when no look-through is possible, it would be desirable for option 2 to be applied, which is a calculation based on the maximum extent allowed under its mandate. With regard to a specific approach for the partial look-through allowed under option 1, a simplified approach should be considered, e.g. applying average duration, rating etc. of the fund for bonds which are components of such funds, or utilising specified duration, rating, etc. for bonds whose detailed specifications are not available.
100	医療保険の限定的な保険料増加を含めるという、マネジメントアクションに関する定義拡大は適切か？説明願いたい。		(コメントなし)	
101	保険料調整に関する認識を可能にするマネジメントアクションの拡大が適切であるような他の事例はあるか？説明願う。		(コメントなし)	
102	ストレスシナリオ下でのマネジメントアクションの効果を定める方法は、ストレスシナリオ下での将来の保険料増加についての認識とは一貫しないものか？「Yes」の場合、解決策を示していただきたい。		(コメントなし)	
103	マネジメントアクションに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
104	死亡率リスクについて、トレンド要素を明確に考慮すべきか？説明願う。		(コメントなし)	
105	死亡率リスクのストレスレベルは適切か？説明願う。 「No」の場合、(適切と思われる)別のストレスレベルを証拠および論拠とともに示されたい。	Yes	(コメントなし)	
106	長寿リスクについて、トレンド要素を明確に考慮すべきか？説明願う。		(コメントなし)	
107	長寿リスクのストレスレベルは適切か？説明願う。 「No」の場合、(適切と思われる)別のストレスレベルを証拠および論拠とともに示されたい。	No	適切でない。死亡率の上昇と低下が同程度に不確実であると考え、死亡率リスクで想定するショックと同程度の死亡率低下を見込むべきであり、10%減少とすべきである。	They are not appropriate. Assuming that the level of uncertainty of both an increase and a decrease in the mortality rate is similar, the shock applied to the mortality risk should also be applied to the decrease in mortality. Therefore, a decrease of 10% in the mortality rate is appropriate.
108	死亡率リスクおよび長寿リスクについて、地域によって異なるストレスを使用することを支持するための証拠はあるか？根拠となる証拠を示し説明願いたい。		(コメントなし)	
109	死亡率リスクおよび長寿リスクに関する地域ごとの適切なストレスレベルを決定するうえで IAIS が使用すべき具体的な手法や参照データがあるか？		(コメントなし)	
110	死亡率リスクおよび長寿リスクに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば	Yes	ストレスレベルだけでなく、地域間の分散効果の反映についても検討する必要がある。	Diversification between jurisdictions should be considered in addition to stress levels.

	十分な詳細およびその根拠を述べられたい。			
111	医療保険に関するセグメンテーションは適切か？説明願う。	No	複数のカテゴリーの給付を行う商品で給付毎にアップリフトファクターを使い分けることは、全ての IAIG が実務的に受け入れ可能であるとは限らず、適切ではないと考える。	With regard to products which make payments for multiple categories of health segments, it is not practically feasible for all IAIGs to apply different uplift-factors for each segment of payment. Therefore, the proposed segmentation is not appropriate.
112	医療保険の各セグメントに対するストレスレベルは適切か？説明願う。 「No」の場合、(適切と思われる)別のストレスレベルを証拠および論拠とともに示されたい。	No	区分1と2においても、既発生のクレームと未経過のクレーム間で不確実性が異なると考えられるため、ストレスレベルを区別するべきである。 加えて、スケール係数に下限(50%ないし 20%)を設けることは、特に終身保険などの長期契約についてはリスクの過大評価に繋がり適切でないと考えられるため、下限は撤廃してはどうか。 ストレスレベルの適切性については、設定根拠が明らかになっていないためコメントできないが、2016年 FT で収集されるデータも参照のうえ、地域別の係数設定も含めて検証、調整が行われるべきである。	With regard to categories 1 and 2, we suppose that the uncertainty of incurred claims and paid claims are different. Therefore, their stress levels should also be distinguished. In addition, imposing floors (20% - 50%) on scale factors would lead to exaggerated valuation of risk especially with regard to long-term contracts such as whole life insurance, and is therefore not appropriate. Such floor should be removed. We cannot comment on the appropriateness of the stress levels as evidence has not been provided. The stress levels should be validated and adjusted based on the 2016 Field Testing and other data. Factor differentiation according to geographical region should also be considered.
113	医療保険に関する失効・解約リスクのショックは適切か？説明願う。	No	大量解約リスクが想定するシナリオが明確でないためコメントできないが、想定されるシナリオに応じて Q129 の回答欄に記載の通り結論が変わることもある。Q129 に記載の通り、大量解約が発生するシナリオとして金利上昇、税制改正等を想定する場合は、保障が主目的である医療保険は大量解約に至らない可能性もあるため、レベル・トレンドリスクを評価する方が適切である場合もある。 また、2016年 ICS フィールドテストで収集されるデータも参照のうえ検証、調整が行われるべきである。	Since the scenario envisaged for mass lapse risk is not clear, we cannot comment on this issue. However, depending on the assumed scenario, the conclusion could change, as per our comment on Q129. If external factors such as a rise in interest rates or tax reforms are assumed as the mass lapse scenario, a large number of lapses may not always occur for health insurance policies whose purpose is to offer protection. In such a case, it could be more appropriate to assess level trend risk. Additionally, verification and adjustments should be made by referencing data gathered during the 2016 ICS Field Testing exercise.
114	定義されているこの2つの商品セグメントは適切か？説明願う。	Yes	分類の合理性はあるかも知れないが、商品ではなく給付の性質に基づいて分類を行うことは、全ての IAIG が実務的に受け入れ可能であるとは限らず、適切な簡便法による評価を認めるべきと考える。	While the segmentation may be reasonable, segmentation by the nature of benefits instead of product may not be acceptable to all IAIGs in practice. Therefore, valuation by an appropriate simplified approach should be allowed.
115	ストレスレベルは適切か？説明願う。 「No」の場合、(適切と思われる)別のストレスレベルを証拠および論拠とともに示されたい。	No	デフォルトアプローチの医療保険引受リスクとの整合性に懸念がある。デフォルトアプローチの区分1～3のアップリフトファクターが 10～13%程度であり、本アプローチよりも小さい水準となっている。経済的補償の事故率、回復率ストレスもデフォルトアプローチの医療保険引受リスクと整合しているべきと考える。	We have concerns over the consistency of this approach with the approach for the health underwriting risk under the default approach. The uplift-factors for categories 1 - 3 of the default approach are set at 10 - 13%, which is lower than this approach. The incidence rate stress and recovery rate stress of financial compensation should be consistent with the approach for the health underwriting risk under the default approach.
116	医療保険 (Option1) の保険金のボラティリティが地域によって異なることを示し、またそれによってより洗練された粒度が示されるような証拠はあるか？		(コメントなし)	
117	医療保険リスクに関する地域ごとのストレスレベルを決定するうえで IAIS が使用すべき具体的な手法や参照データがあるか？		(コメントなし)	
118	罹患・障害リスク (Option2) について、地域によって異なるストレスを使用することを支持するための証拠はあるか？根拠となる証拠を示し説明願いたい。		(コメントなし)	
119	罹患・障害リスクに関する地域ごとの適切なストレスレベルを決定するうえで IAIS が使用すべき具体的な手法や参照データがある		(コメントなし)	

	か？			
120	Option 1（医療保険リスク）または Option 2（罹患・障害リスク）は ICS バージョン 1.0 に適用するのに最適か？説明願う。		<p>オプション1には以下の問題があるため、オプション2の方が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・水準・トレンド・ボラティリティといった生保類似の医療保険契約における医療保険リスクの構成要素を適切に把握することができない。</li> <li>・労災保険や傷害保険等、損害保険会社が引き受け、他の損害保険商品と同様の手法により価格設定・収支管理・リスク管理が行われている商品を、損害保険商品と異なる手法で評価するため、新契約の取り扱い等について他の損害保険商品と不整合が生じるほか、デザインが複雑になる。</li> <li>・解約リスクやオペリスク、CoC-MOCE の計算において医療保険を区分する必要がある、デザインが複雑になる。</li> </ul>	<p>We support Option 2 because Option 1 has the following problematic issues:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Option 1 fails to appropriately capture the components of the health risk such as level, trend, volatility included in health policy similar to life.</li> <li>- Non-life products such as workers compensation, accident insurance are written by non-life insurers, and their premiums are calculated and results and risks managed as in the same way as other non-life products. However, under Option 1, such products are treated differently from other non-life products. Option 1 would lead to inconsistency among non-life products and complexity in design.</li> <li>- Option 1 requires an independent category for health policies with regard to lapse risks, operational risks and CoC-MOCE calculation, which lead to complexity in design.</li> </ul>
121	質問 120 で選ばれたアプローチについて、ICS バージョン 1.0 により適したものとなるように何らかの見直しや修正をすべきか？説明願う。	No	2016 年 ICS フィールドテストで収集されるデータも参照のうえ検証、調整が行われるべきである。	The approach should be validated and adjusted based on 2016 Field Testing data.
122	罹患リスクおよび障害リスクに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	Yes	ストレスレベルだけでなく、地域間の分散効果の反映についても検討する必要がある。	Diversification between jurisdictions should be considered in addition to stress levels.
123	「水準およびトレンド要素」に対するストレスレベルは適切か？説明願いたい。 「No」の場合、（適切と思われる）別のストレスレベルを証拠および論拠とともに示されたい。	Yes	（コメントなし）	
124	大量解約リスクに関するストレスレベルは適切か？説明願う。 「No」の場合、（適切と思われる）別のストレスレベルを証拠および論拠とともに示されたい。	No	大量解約リスクが想定するシナリオが明確でないためコメントできないが、想定されるシナリオに応じて Q129 の回答欄に記載の通り結論が変わることもある。また、2016 年 ICS フィールドテストで収集されるデータも参照のうえ、データに基づく IAIS の定性的判断も加味して検証、調整が行われるべきである。	<p>Since the scenario envisaged for mass lapse risk is not clear, we cannot comment on this issue. However, depending on the assumed scenario, the conclusion could change, as per our comment on Q129.</p> <p>Additionally, verification and adjustments should be made by referencing data gathered during the 2016 ICS Field Testing exercise including qualitative judgment by the IAIS based on the data.</p>
125	動的解約の取り扱いは適切か？説明願う。 「No」の場合、代替の取り扱いを提案願う。		（コメントなし）	
126	「水準およびトレンド要素」と「大量解約要素」の大きい方を採用するというアプローチは適切か？説明願う。	Yes	（コメントなし）	
127	解約・失効リスクについて、地域によって異なるストレスを使用することを支持するための証拠はあるか？根拠となる証拠を示し説明願いたい。		（コメントなし）	
128	解約・失効リスクに関する地域ごとの適切なストレスレベルを決定するうえで IAIS が使用すべき具体的な手法や参照データがあるか？説明願う。		（コメントなし）	
129	大量解約リスクに関するストレスは、解約に係る負荷にかかわらず全ての解約可能な契約に対して適用されるべきか？説明願う。	Yes	大量解約がどのようなシナリオで発生するかの明示はないが、そのシナリオに応じて以下の考え方があり。	The scenario of how a mass lapse occurs is not expressly stated, but the following can be said depending on the scenario:



			<p>・保険会社の信用不安に基づく風評悪化、取り付け騒ぎ等を想定するのであれば、解約圧力が負値の契約も、正値の契約と同様に一定の解約が起こると考えられ、負値の契約について解約価値をゼロとせず正値の契約とネットしてリスクを計算することが考えられる。</p> <p>・税制改正、商品競争力低下、金利上昇等の外部環境によるものを想定するのであれば、発生要因や商品によっても解約率は異なるものと考えられる。その場合、商品毎にその商品で発生し得る大量解約の発生要因を考慮したショックを設定することが考えられる。たとえば、解約控除の大きい商品や低解約返戻金型商品などは、通常の商品よりも解約者数は少なくなると考えられ、少なくとも、解約返戻金が少額であることを契約者に対して明示的に示している商品については、解約返戻金がゼロである契約と同様に大量解約の対象外とすることが考えられる。</p>	<p>- If reputational issues and policyholder runs etc. based on insurer's credit uncertainty are assumed, a certain number of lapses can be expected to occur, whether the surrender strain is positive or negative. Therefore, the value of contracts with negative surrender strain should not be set at zero. Instead, net risk calculation should be conducted together with contracts with positive strain.</p> <p>- If external factors such as tax reforms, decline in product competitiveness, and rise in interest rates are assumed, the lapse rate could vary depending on factor or product. In such cases, different shocks which take into account respective causes of surrender could be applied to each product. For example, it is likely that the lapse rate would be lower for products with larger penalties for surrender or low cash surrender values. Products that explicitly state that the cash surrender value is low could at least be excluded from the range of mass surrenders as in the case of products with a zero cash surrender value.</p>
130	大量解約リスクに関するストレスは、解約に係る負荷が正の契約に対してのみ適用されるべきか？説明願う。	NO	Q.129 参照	Please refer to our comments on Q129.
131	解約・失効リスクに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	Yes	「水準およびトレンド要素」において、Homogeneous Risk Group(HRG)ごとに適用するストレスの方向(上昇か低下か)を判定するという 2016FT の手法は、すべての HRG において解約率が不利な方向に変化することを意味しており、過度に保守的である。解約率上昇・低下それぞれのシナリオにおける純資産減少をグループ全体で合計した結果を、互いに独立であるとして統合すべきである。	Regarding level and trend components, the approach taken for the 2016 Field Testing is overly conservative, as it determines whether to apply an upward or a downward stress for each Homogeneous Risk Group (HRG), which means that for all HRGs the lapse rate will change adversely. The amounts of the decreased net asset value calculated on the group level under the lapse rate increase /decrease scenarios respectively should be aggregated independently.
132	経費リスクに対するストレスレベルは適切か？説明願う。 「No」の場合、(適切と思われる)別のストレスレベルを証拠および論拠とともに示されたい。		(コメントなし)	
133	経費リスクについて、地域によって異なるストレスを使用することを支持するための証拠はあるか？根拠となる証拠を示し説明願う。		(コメントなし)	
134	経費リスクに関する地域ごとの適切なストレスレベルを決定するうえで IAIS が使用すべき具体的な手法や参照データがあるか？説明願う。		(コメントなし)	
135	保険会社の経費インフレに関するボラティリティの実績が一般的なインフレに関するものと異なるという証拠があるか？説明願う。	No	(コメントなし)	
136	IAIS は単位経費と経費インフレの相関係数が 100%であると想定すべきか？説明願う。「No」の場合、どのように相関をおくことができるか？	No	相関 1 の適用は、過大なストレスになっていると考えられる。経費単価要素と経費のインフレ要素のリスク発現の要因は異なるため、相関はゼロと考える。	Assuming a 100% correlation is excessive stress. The driver for manifestation of risks for unit expense and expense inflation are different. Therefore, we think correlation is zero.
137	単位経費と経費インフレの相関の較正に使用できるデータソースはあるか？ 「Yes」の場合、そのソースに関する情報を提供願う。	No		
138	IAIS は経費インフレの複合効果を緩和するために上限を設けるこ		(コメントなし)	

	とを検討すべきか？ 「Yes」の場合、上限の水準としてはどの程度が妥当か？提案する水準と根拠を示していただきたい。			
139	経費リスクに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
140	IAIG 間の整合性を保つため、損保エクスポージャーはリスクの所在地に基づいて報告されるべきである。報告セグメントについて、次のいずれの手法が採られるべきか？ ①より簡潔に標準化されたセグメント。「Yes」の場合、その論拠を説明願う。 ②管轄区域における既存の報告セグメントに基づく、より詳細なセグメント。「Yes」の場合、どのようにセグメント間で整合性のある取り扱いを確保するのか、説明願う。	②	新たな報告セグメントを設定した場合、基礎となる保険料の把握等が困難となることも想定される。各 jurisdiction の報告セグメントに基づくのが現実的と考える。 また、各地域の各セグメントに適用される係数は、その地域・セグメントのリスク特性を表した水準となるべきであり、2016 年 FT で収集されるデータも参照のうえ検証、調整が行われるべきである。 なお、リスクの所在地に基づく報告は実務上の対応が困難であることが想定され、ICS1.0 において契約が引き受けられた場所や引受けた会社の本店所在地等に基づく報告など適切な近似が認められるべきである。	Adopting new reporting segmentation would make it difficult to capture the basic information necessary to assess exposure such as premiums. Therefore, it is more practical to base segmentation on existing jurisdictional reporting segments. Factors to be applied to each segment of each jurisdiction should reflect the risk features of each jurisdiction and segment, and be validated and adjusted based on 2016 Field Testing data. Reporting based on the location of risks could be operationally unfeasible. Approximations such as reporting based on the location where risks were underwritten, and the location of the head office of the insurance entity that underwrote the risks should be allowed for ICS 1.0.
141	計画されている正味既経過保険料は保険料リスクのエクスポージャーベースとして使われるべきか？ 「No」の場合、他にどの指標を使うべきか特定し、理由も述べていただきたい。	Yes		
142	保険金支払の正味現在推計は支払備金リスクのエクスポージャーベースとして使われるべきか？ 「No」の場合、他にどの指標を使うべきか特定し、理由も述べていただきたい。	Yes		
143	ICS 標準手法の目的に照らし、2015 年および 2016 年のフィールドテストで採用された、保険料リスクと支払備金リスクの分散効果の評価に関するアプローチは適当であるか？ 「No」の場合、すべての管轄区域にわたり整合性のある方法を適用する必要があること、また標準手法として実用性・実質性とリスク感応度のバランスを取る必要があることをふまえて、より適切な代替案をその論拠とともに示していただきたい。	Yes		
144	ICS 標準手法として、相関係数は適切か？ 「No」の場合、証拠を伴う代替案とその論拠を示されたい。	No	Property-like などの segment category 内の相関を 1 とすることなどは明らかに保守的である。リスク係数や相関係数はより実態を表したものとすべきであり、2016 年 FT で収集されるデータも参照し、データに基づく IAIS の定性的判断も加味して検証、調整が行われるべきである。	Assuming a 100% correlation within the same segment category such as "property-like" is clearly too conservative. Risk and correlation factors should reflect economic reality. Correlation should be validated and adjusted based on 2016 Field Testing data, and qualitative judgement of the IAIS based on such data should be taken into account.
145	ICS 標準手法として、カテゴリー間の 50%の相関係数は適切か？ 「No」の場合、証拠を伴う代替案とその論拠を示されたい。	No	リスク係数や相関係数はより実態を表したものとすべきであり、2016 年 FT で収集されるデータも参照し、データに基づく IAIS の定性的判断も加味して検証、調整が行われるべきである。	Risk and correlation factors should reflect economic reality. Correlation should be validated and adjusted based on 2016 Field Testing data, and qualitative judgement of the IAIS based on such data should be taken into account.
146	ICS 標準手法として、地域間の 25%の相関係数は適切か？	No	リスク係数や相関係数はより実態を表したものとすべきであり、2016 年 FT で収集され	Risk and correlation factors should reflect economic reality. Correlation should be validated and adjusted

	「No」の場合、証拠を伴う代替案とその論拠を示されたい。		るデータも参照し、データに基づく IAIS の定性的判断も加味して検証、調整が行われるべきである。	based on 2016 Field Testing data, and qualitative judgement of the IAIS based on such data should be taken into account.
147	保険料リスクと支払備金リスクの係数のキャリブレーションに使用可能な手法で、2016 年フィールドテストで集めた補助データを使い複数の管轄区域の種目に容易に整合性をもって適用できるような手法はあるか？ 「Yes」の場合、具体的な詳細、技術的な参考資料および論拠を示されたい。ある手法が特定のセグメントやデータ種類に対してより適切である場合は、それも指摘願いたい。	Yes	保険料リスクについては、予定損害率と実績損害率の差が例えば正規分布に従うとみなして、99.5VaR 相当のリスク係数を算出する方法とするべきである。	Based on the assumption that the difference between the projected and actual loss ratios of premium risk is a normal distribution, calculating a risk factor equivalent to 99.5% VaR should be applied.
148	適切なデータがない場合、IAIS が各種目に対する保険料リスクおよび支払備金リスクの係数を決定できるような方法はあるか？ 「Yes」の場合、説明願いたい。	Yes	同一地域内の類似のセグメントの係数を準用する、または同一地域内の係数のうち、もっとも大きいものを準用するなどの手法が考えられる。	Factors of similar segments within the same jurisdiction or the highest factor in the given jurisdiction could be applied.
149	ICS 標準手法の文脈や比較可能なリスク間での比較可能な結果を得るという目的を考慮しつつ、IAIS が適切な区分や係数を決定するために使うことができる方法はあるか？説明願う。	Yes	比較可能性を確保するためにも、bucket は各地域・各セグメントのリスク実態を表すのに必要な数が設定されるべきであり、2016 年 FT で収集されるデータも参照のうえ検証、調整が行われるべきである。	In order to ensure comparability, an appropriate number of buckets that reflect the risks of each jurisdiction/segment should be set. The number of buckets and factors should be validated and adjusted based on 2016 Field Testing data.
150	ICS 標準手法の文脈において(特に影響の重要性と手法の複雑性のトレードオフを考慮して)これらの調整を決める現実的な方法はあるか？ 「Yes」の場合、詳細を示されたい。必要であれば、リスクごと、また報告セグメントごとの違いも示していただきたい。	Yes	Premium Risk については、損害率データから Catastrophe risk charge の対象となる巨大災害(自然災害等)を控除する必要がある。	With regard to Premium risk, it is necessary to exclude catastrophes (such as natural disasters) from loss ratio data that are subject to the Catastrophe risk charge.
151	保険料リスクおよび支払備金リスクに関し、ICSバージョン1.0の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
152	潜在的賠償リスクの新しい仕様は適切か？説明願う。	No	想定されている具体的なシナリオや係数の根拠が不明であるため、コメントは困難である。	We cannot comment on the appropriateness of the new specifications as evidence of the defined scenarios and factors have not been provided.
153	集団不法行為シナリオは ICS における潜在的賠償リスクの代表例として使用されるべきか？説明願う。	Yes	潜在的な賠償リスクとしては、例えば「第二のアスベスト」の発生が考えられ、集団不法行為がそういったものを指しているのであれば適切であると考えられる。	With regard to latent liability risk, another "asbestos incident" could be considered such a risk. If a mass tort scenario envisages such an incident, we think it is appropriate to use such a scenario.
154	潜在的賠償リスクについて、他のシナリオや改善の必要はあるか？ 「Yes」の場合、具体的に挙げたうえで論拠を示されたい。	Yes	保険料リスク/支払備金リスクとの重複に懸念がある。両リスクのリスク係数に本リスクの要素がどの程度織り込まれているかは算出根拠の開示がないため不明であるが、重複回避のため、保険料リスク/支払備金リスクの係数から本リスク相当分を控除する(されているのであればそれを明確化する)か、本リスクは保険料リスク/支払備金リスクに含まれていると整理することも考えられる。	We are concerned about duplication between Catastrophe risk and Premium and Claim Reserve risks. Since their calculation basis has not been disclosed, it is not clear how much Premium and Claim Reserve risks take into account Catastrophe risk. In order to avoid duplication, the portion representing Catastrophe risk should be deducted from Premium and Claim Reserve risks. (If it has been deducted, it should be clearly stated.) Consideration could be given to including Catastrophe risk among Premium and Claim Reserve risks.
155	2016 年フィールドテストでカバーされているペリル(上記にリストアップ)のほかに、ICS 標準手法に定義されるべきシナリオにおいて IAIG が大きく晒されうる重要な巨大災害ペリルはあるか？ 「Yes」の場合、ペリルの定義およびその他具体的な詳細などの補	No		

	助資料を含めてリストを提供願いたい。			
156	2015年および2016年のフィールドテストで使用されたシナリオ（上記に列挙）の中で、重要性その他の理由で、巨大災害リスク要素に含められるべきでないものはあるか？ 「Yes」の場合、根拠を含めてリストを提供いただきたい。	Yes	表14で示される2015FTの結果およびパラ442の記載や、2016FTの結果も踏まえ、自然災害リスクおよび賠償責任リスクに限定することも考えられる。現行の大災害リスクの計測方法は他のリスクとの重複が懸念されるため、自然災害リスク、賠償責任リスクの影響が保険料/支払備金リスクから控除されることも重要である。	Given the 2015 Field Testing results shown in Table 14, Paragraph 442, and the 2016 Field Testing results, scenarios could be limited to natural Catastrophe and liability risks only. There are concerns that the current Catastrophe risk calculation approach overlaps with these for other risks. Therefore, it is important that the impact of natural Catastrophe and liability risks are deducted from Premium and Claims Reserve risks.
157	ICSバージョン1.0において、IAISは巨大災害モデルの使用を認めるべきか？説明願いたい。	Yes	自然災害リスクは他の金融機関に見られない保険会社固有の重要なリスクであり、各社の保有する地域的・商品的な保険ポートフォリオ特性によりそのリスクは大きく異なる。その特性をより適切に反映可能な自然災害モデルの使用は妥当と考える。	Unique to insurers, natural disaster is a risk to which no other type of financial institution is exposed. It varies depending on the characteristics of each IAIG's portfolio, such as its products and the jurisdictions in which it operates. If catastrophe models are able to reflect such characteristics more appropriately, the IAIS should allow their use.
158	IAISがICSバージョン1.0において巨大災害モデルの使用を認める場合、モデルの利用が公正かつ比較可能な自然災害評価に結びつくことを確実にするために、要件が設けられるべきか？ 「Yes」の場合、含められるべき要件について意見を述べられたい。	Yes	ICSバージョン1.0におけるモデル利用の承認要件に関する議論が、Confidential Reporting対応のみを念頭に置いたものであれば、少なくとも2017年度のConfidential Reporting対応から本格的に承認を行うことはIAIG、監督者の両者の準備が間に合わない恐れもあり、時期尚早ととれる。 しかし、ICSの標準的な手法としては、将来的に比較可能性を担保する観点から、モデルの利用に関して監督者による検証など適切なレビュープロセスが要件とされるべきである。 但し、その検証にあたっては、必要以上に厳格な基準とすることは避けるべきである。例えば、監督者が複数の保険会社のモデルを比較し、懸念のある点のみを重点的に検証するなど、効果的・効率的な検証・レビュープロセスの導入を検討すべきである。 加えて、保険会社に広く用いられているモデルをIAISが認定することや、各国当局が検証・レビューし、ICSにおける標準的なリスク算出方法の選択肢のひとつとして採用することも考えられる。 なお、日本にはほぼ全ての損害保険会社が参画している損害保険料率算出機構という団体があり、日本の代表的な自然災害リスクのモデルを作成している。当該モデルは日本のソルベンシー規制における自然災害リスク量の評価にも活用されているため、ペリル間の相関をどのように反映するかという論点は残るものの、各ペリルのリスク量を算出する上では上記の標準的なリスク算出方法の選択肢のひとつとして採用されるべきである。	If approval requirements regarding the use of models in ICS Version 1.0 are considered only for confidential reporting purposes, it is too early to introduce formal approval processes, at least for 2017 confidential reporting, because both IAIGs and supervisors would not be able to make sufficient preparations in time. Meanwhile, as part of a standard method, appropriate review process regarding the use of models should be put in place in the future, such as the validation of models by supervisors, in order to ensure comparability. However, with the validation of models, standards that are stricter than necessary should be avoided. The IAIS should examine the introduction of validation and review processes which are effective and efficient. For example, to begin with supervisors could compare insurers' models and then focus on matters of concern found in the first step. Additionally, models widely used by insurers could be subject to IAIS approval or, after validation and review by jurisdictional supervisors, be introduced as one of the options in a standard method of risk calculation for ICS. It should be noted that the General Insurance Rating Organization of Japan, of which almost all Japanese general insurers are members, develop risk models of natural disaster types that are common in Japan. Because these models are utilised in the assessment of natural disaster risk under Japanese solvency regulations, they should be introduced as one of the above options to calculate the risk amount of each peril, though how correlation among perils can be reflected is still to be examined.
159	巨大災害モデルおよびIAIGによるその利用に関する情報で、グループワイド監督者に報告されるべきものはあるか？「Yes」の場合、具体例を挙げていただきたい。	Yes	ICSバージョン1.0において、次のような情報の報告が考えられる。 ・モデルの名称（あれば） ・ベンダーモデルか、内部開発モデルか ・モデルがカバーする地域 ・ペリル・モデルの概要等	For ICS Version 1.0, the following could be reported: - Names of the model (if any) - A vendor model or an internally developed model - Areas and perils covered by the model - Overview of the model
160	巨大災害モデルおよびIAIGによるその利用に関する追加的な条件や制約で、ICSバージョン1.0の一部となるべきものはあるか？説明願いたい。	Yes	標準的な内部モデルにおいては、保険金額などの保有データを入力としてリスク量を計測するが、算出時点において利用可能なデータは計測基準日より前の時点のものであり、必要に応じ利用可能なデータを用いた合理的な補正を行ったうえでこれを用いること	In standard internal models, the risk amount is calculated using input data owned by the insurer such as insured amounts. However, the available data at the time of calculation is before the reference date of the calculation. Hence, it is usual to use such data with reasonable adjustments as required.

			<p>が一般的である。 このような取扱いは、ICS1.0 においても認められるべきである。なお、こうした取扱いは日本の法定ソルベンシーの計算実務においても行われている。</p>	<p>Such an approach mentioned above should be allowed in ICS Version 1.0, which is also the practice in calculations of Japanese solvency regulations.</p>
161	<p>IAIG が ICS の仕様書に定められた要件を満たすことができなかつた場合、その脆弱性を正すためにグループ監督者が採るべき措置はあるか？ 「Yes」の場合、提案する措置の詳細と根拠を示していただきたい。</p>		(コメントなし)	
162	<p>人為的的巨大災害シナリオ(2016 年技術的仕様書に定義されている)は ICS 標準手法として適切か？ 「No」の場合、シナリオを修正するための具体的な提案を資料や証拠とともに示されたい。</p>	No	<p>テロリスクについて、自社保有物件の損害や従業員に対する保険給付以外の給付等を対象にすることは以下の理由から不適切である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自社保有物件の損害等は保険損害ではなく、「低頻度で一般的に高強度の保険事故に伴うリスク」という大災害リスクの定義に該当しない。</li> <li>・自社をターゲットとした事故を想定することになり、過度に保守的な評価につながっていると考えられる。</li> <li>・オペレーショナルリスクとの重複が懸念される。</li> </ul> <p>また、保険損害の評価にあたっては、RDS 等の類似シナリオによる評価も、実務負担軽減の観点から認められるべきである。</p>	<p>As for terrorism risks, it is inappropriate to include damage to own properties and payments to employees other than insurance benefits, for the following reasons:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- Damage to own properties etc. is not an insured loss, and does not match the definition of Catastrophe risk, which is a "risk involving a low frequency and generally high severity insured accident".</li> <li>- This assumes an accident targeting the insurer itself, and we think that this leads to an overly conservative evaluation.</li> <li>- There are concerns over overlaps with Operational risk.</li> </ul> <p>In addition, in order to reduce the practical burden, damage assessment using similar scenarios such as RDS should be allowed for the assessment of insured losses.</p>
163	<p>再保険の回収に関する偶発的信用リスクの計算についてのアプローチは、ICS バージョン 1.0 の目的に照らして適切か？説明願う。 「No」の場合、ICS 標準手法としてより適切な代替的アプローチの詳細をお示し願いたい。</p>	Yes	<p>偶発信用リスクは、出再先の信用リスクが適切に管理されている場合には、ICS 所要資本全体に重要な影響を持たないものと考えられる。従って、出再先の信用リスクが適切に管理されている限りにおいては、より正確な計算を行う必要はなく、現在のアプローチに賛成する。</p>	<p>Contingent Credit risk does not significantly affect the entire ICS capital requirement, as long as Credit risk is properly controlled. Therefore, in such cases, more accurate calculation is unnecessary, and thus we support the current approach.</p>
164	<p>巨大災害リスクに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。</p>	No		
165	<p>先進国におけるマイナスおよび低金利環境下においても、また過去そうであったように基準イーロード・カーブがすべての年限でより高いという環境下においても、いずれでも機能するようなストレス下のイーロード・カーブを較正する方法はあるか？「Yes」の場合、詳細を述べられたい。</p>	No		
166	<p>6 年のヒストリカルデータを使って金利リスクのストレスを較正するという IAIS のアプローチは適切か？「No」の場合、期間 1 年の 99.5%VaR を目標水準とした金利リスクストレスを較正するための適切なデータ期間について意見を述べられたい。より短い期間が好ましいと考える場合は、市場環境の変化にどのように対応するのかや、ICS 金利リスクストレスの再較正の頻度についても述べていただきたい。</p>	No	<p>客観性の観点からは、6 年という短期間ではなく、より長い期間(例えば 20 年等)のヒストリカルデータに基づくキャリブレーションが望ましいと考える。</p>	<p>Rather than a short timeline of six years, for objectivity, calibration using a longer timeline (for example, 20 years) of historical data would be preferable.</p>
167	<p>ICS は、イーロード・カーブの変化の主要なもの(上下移動)のみを評</p>	②	<p>上下移動およびフラット化が望ましいと考える。</p>	<p>Upward, downward and flattening should be used.</p>

	<p>価すべきか、あるいは捻じれ(フラット化またはスティープ化)もリスク評価に含められるべきか？具体的には、以下のいずれが使われるべきか？貴方の回答を説明されたい。</p> <p>①上下移動のみ ②上下移動およびフラット化 ③上下移動およびスティープ化 ④上下移動、フラット化、スティープ化</p>			
168	<p>IAIS が使用する分散考慮後の金利リスクの決定方法は適切か？「No」の場合、代替手法を提示願う。</p>	Yes		
169	<p>IAIS は金利リスクについて、通貨間の分散効果を認識すべきか？説明のうえ、どのようにそれを実施するのか詳細をお示しいただきたい。</p>	No	(コメントなし)	
170	<p>GAAP+における金利リスクの測定方法に関する2つの選択肢(1または2)のうち、どちらがより良いか？説明願いたい。いずれも不適当と考えられる場合は、代替手法または現在の方法に関する改善策を提案願いたい。</p>		(コメントなし)	
171	<p>方法2は負債を支える資産は満期保有を意図されているとの前提に立っており、結果的にこれらの資産は再投資リスクのみに晒された形になっている。IAIS はこれらの資産を特定するための基準の開発を検討すべきか？「Yes」の場合、そのような判定基準についての提案をいただき、説明願いたい。</p>		(コメントなし)	
171	<p>(1)あるいは、方法2で、これらの資産のうち一部は実は満期保有ではない可能性があるという事実を斟酌すべきか？「Yes」の場合、どのようにそれを実施するのか示し、説明願いたい。</p>		(コメントなし)	
172	<p>金利リスクに関し、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。</p>	No		
173	<p>株式のセグメンテーションに関する4区分アプローチは適切か？「No」の場合、代替案とその根拠を示していただきたい。</p>	Yes	(コメントなし)	
174	<p>株式ボラティリティストレスは ICS 標準手法に含まれるべきか？説明願う。</p>	Yes	<p>2016年フィールドテストにおいて採用している手法を支持する。 すなわち、現物株式についてはボラティリティストレスを明示的に考慮しない係数方式を採用し、株式オプションの評価が必要となる変額年金等の負債にかかるリスク計測においては株式ボラティリティストレスを考慮する手法とすることが望ましい。</p>	<p>We support the approach used for the 2016 Field Testing. As for cash equity, a factor-based approach should be taken which does not explicitly consider volatility stress. For risk measurement of liabilities that require assessment of options such as variable annuities, equity volatility stress should be considered.</p>
175	<p>2016年フィールドテストにおける株式ボラティリティストレスの設計は適切か？「No」の場合、論拠や証拠とともに具体的な提案を示されたい。</p>	Yes		
176	<p>乗算方式のアプローチは ICS 標準手法に適しているか？説明願</p>	Yes	(コメントなし)	

	う。「No」の場合、代替アプローチ（例えばボラティリティストレスの付加）を開発するうえで鍵となる設計やデータに関する考慮事項をわかりやすく示してほしい。			
177	長期株式投資の取り扱いが適切か？説明願う。「No」の場合、どのように取り扱うべきか、また長期株式投資を定義するためにどのような判定基準を使用すべきか？主要な設計のポイントをわかりやすく示し、証拠（データも含む）を提示してほしい。	Yes	長期株式投資について、特段の調整は不要と考える。	It is unnecessary to make adjustments to the treatment of long-term equity investments.
178	株式リスクチャージを決めるために相関マトリックスを適用することを支持する証拠はあるか？「Yes」の場合、提案された相関を裏付ける証拠を示していただきたい。	No		
179	株式リスクチャージはプロシクリカルな行動を減らすために平準化措置を含めるべきか？説明願う。「Yes」の場合、そのような措置はどのように設計され校正されるべきか？関連する主要なデータ考慮事項をわかりやすく示されたい。		(コメントなし)	
180	ICSにおける現行アプローチは経路依存的な評価を伴う商品に対して適切か？説明願う。	Yes	市場動向に応じて所定のマネジメントアクションを定めている場合は、経路依存的な評価を行う必要があり、現行アプローチが必ずしも適切でない場合があるが、算出方法の複雑性を踏まえればやむを得ないものとする。	When management actions are specified according to market movements, it is necessary to conduct path dependent valuations. In order not to make calculation too complex, the current approaches may be acceptable, though they are not always appropriate.
181	ICSはこれらの種類の契約に関する重要なリスクをすべて捕捉しているか？説明願う。	No	各社の商品特性やマネジメントアクションの違いに応じてリスクが異なることから、全てを補足することは困難であるとする。	Because risks vary depending on each insurer's product features and management actions, it is impossible to capture all of the material risks for these types of contracts.
182	経路依存的な株式リスクおよび金利リスクを捕捉する代替的アプローチはあるか？説明願う。	No	(コメントなし)	
183	株式リスクに関して、ICSバージョン1.0の開発に向けてIAISが考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
184	2016年フィールドテストで不動産リスクに適用されたアプローチはMAVのICS標準手法として適切か？説明願う。「No」の場合、裏付けとなる論拠および証拠とともに具体的な修正提案を示されたい。	Yes	(コメントなし)	
185	2016年フィールドテストで不動産リスクに適用されたアプローチはGAAP+のICS標準手法として適切か？説明願う。「No」の場合、裏付けとなる論拠および証拠とともに具体的な修正提案を示されたい。		(コメントなし)	
186	不動産リスクに関して、ICSバージョン1.0の開発に向けてIAISが考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
187	為替リスクのストレスレベルの決定に使用される方法は適切か？説明願う。	Yes	(コメントなし)	

188	ストレス時において、すべての通貨について 50%という単一の相関係数を想定することは適切か？説明願う。「No」の場合、為替リスクに関する相関マトリクスを決めるうえで IAIS が使用できる方法は何か？	Yes	(コメントなし)	
189	通貨ベッグの取り扱いが適切か？説明願う。	No	ボラティリティの観測期間中に為替管理制度の変更(固定から変動等)を経験した通貨については、当該変更時点以降のデータによりストレスの水準を決定すべきである。	A for currencies of which the foreign exchange control system has been changed (for example, from a fixed exchange rate system to a floating system) during the volatility observation period, stress levels should be determined based on data gathered since the relevant change.
190	IAIS は海外子会社における投資について、部分的適用除外を認めるべきか？説明願う。	No	海外子会社における投資に関する為替リスクの部分的適用除外の提案は、海外子会社の資本のうちの一部に fungibility が無いということを前提とするものと考えられる。fungibility に関する論議が行われる ICS2.0 に向けた検討の中で、併せて本論点についても検討されるべきである。	We believe that the proposed partial exemption for investment in foreign subsidiaries is on the premise that part of these subsidiaries' capital lacks in fungibility. This issue should be further examined during the development of ICS Version 2.0 where fungibility will be discussed.
191	海外子会社における投資に関する適用除外は適切か？説明願う。		(コメントなし)	
192	ICS への子会社寄与分のより良い代用値はあるか？説明願う。		(コメントなし)	
193	2016 年フィールドテストで示されたアプローチについて、更なるコメントはあるか？説明願う。	No	(コメントなし)	
194	満期まで 1 年未満の為替エクスポージャーの取扱いは適切か？説明願う。	No	期間に応じた調整は当該時点における為替エクスポージャーの経済実態をゆがめる可能性があるため、適切ではないと考える。	Treatment according to contract duration is inappropriate because it is likely to distort the economic reality of currency exposures at that point.
195	為替リスクに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
196	2016 年フィールドテストで資産集中リスクに適用されたアプローチは ICS 標準手法として適切か？説明願う。「No」の場合、裏付けとなる論拠および証拠とともに具体的な修正提案を示されたい。	Yes	閾値の設定値やリスク掛け目の算出根拠は不明でありパラメータの水準の適切性に関しては言及できないが、アプローチ自体は一般的な手法と認識している。	As it is not clear how the threshold and risk factors have been determined, it is impossible to judge whether or not the parameter level is appropriate. However, the approach itself is deemed common.
197	資産集中リスクに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
198	ICS 信用リスクの目的のために外部信用格付けの使用を認めるといふ、2016 年フィールドテストで用いられたアプローチを貴方は支持するか？なぜ支持するのか？またはなぜ支持しないのか？	No	外部信用格付けの使用は認めべきではない。外部信用格付けが付与する格付と信用格付会社が付与する格付の間には、付与プロセス等が異なること等に起因して差異が生じ得るが、このような差異は許容されるべきではないと考える。	The use of external credit ratings should not be allowed. The differences between ratings assigned by credit rating agencies and external ratings, which are expected to emerge due to their varying rating processes, should not be allowed.
199	貴社の管轄区域における規制の枠組みの中で、信用格付会社による格付を使用する以外の選択肢(たとえば監督者によるプロセスなど)はあるか？詳細を説明願いたい。	No	(コメントなし)	
200	IAIS は信用格付会社によって発行されたものではない格付や資格の使用を認めるべきか？例えば、監督者によるプロセスで付与された格付や資格(例: NAIC(全米保険長官会議)の証券評価局によるもの)など。	No	BCBS モデルに基づく信用格付会社が発行したものではない格付けや信用力評価指標にまで利用範囲を広げることは、公平性・比較可能性を損ねる懸念がある。	In view of ensuring a level-playing field and comparability, we are concerned over the expansion of the scope to allow the use of credit assessments (ratings and/or designations) not issued by credit rating agencies based on the BCBS model.



200	(1)質問 200 に対する回答が「Yes」の場合、IAIS は監督者によるプロセスの具体的特徴を考慮して、格付提供者の認定基準を修正すべきか？説明願いたい。		(コメントなし)	
200	(2)質問 200 に対する回答が「Yes」の場合、信用格付会社の基準は他の格付主体についても適切か？説明願う。		(コメントなし)	
201	信用格付会社以外による信用力評価(信用格付、資格)を ICS において使用することを認めるかどうかを決定する際に、IAIS が考慮すべき要素が他にあるか？「Yes」の場合、説明し詳細を示していただきたい。	No		
202	2016 年フィールドテストで企業および個人の不動産ローンの信用リスクチャージに適用されたアプローチは ICS 標準手法として適切か？説明願う。「No」の場合、どう修正すればよいか、裏付けとなる論拠および証拠とともに具体的な提案を示されたい。	No	DSCR および LTV を用いる手法は、作業負荷が大きく、アプローチが複雑であるものと思料する。 DSCR について、投資実行後に定期的にデータを更新することは実務上の負担が大きく対応は困難と思料する。その結果、複雑なアプローチで負担が掛かる割に、精緻化に寄与しないことが懸念される。	The approach using DSCR and LTV will be both burdensome and complicated. With regard to DSCR, it is onerous and practically difficult to regularly update data after making investments. Consequently, while this complicated approach will increase the burden on IAIGs, it will contribute less than expected to more elaborate results.
203	IAIS は、再保険エクスポージャ、特に担保設定された再保険から生じる信用リスクについて異なるアプローチを模索しつづけるべきか？「Yes」の場合、具体的な提案と、その提案を裏付ける論拠および証拠を提示願いたい。	No	(コメントなし)	
204	信用リスクに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
205	IAIS はオペレーショナルリスクチャージの決定に際し、報告された出再前のエクスポージャを使用すべきか？説明願う。	Yes	単純な出再額の多寡により、オペレーショナルリスクが実態として増減することは無いと考えられるため、出再前のエクスポージャの方が適切である。	As Operational risk is not expected to be affected by the fluctuation in the volume of ceded reinsurance in practice, the IAIS should use exposures that are reported before the impact of ceded reinsurance.
206	提案されたオペレーショナルリスクエクスポージャは ICS 標準手法に適切か？説明願う。	Yes	パラ 567 に記載されている「過度の成長に関連するリスクの高まりの認識」に関して現状の仕様では、為替レートの差異、料率改定などの影響で追加リスクチャージを受けることになり、リスク実態とは異なる。これらの要因を取り除くことは実務的にも困難であるため、これらの追加リスクチャージを廃止するか、閾値を上げるなどの修正が必要と考える。	Under the current approach, "recognition of the increased risk associated with excessive growth" (explained in Paragraph 567) is subject to additional risk charges due to changes such as movements of currency exchange rates and premium rate revisions. This does not reflect the actual risk conditions. Considering these factors are practically difficult to eliminate, it is necessary to abolish these additional risk charges or make adjustments such as increasing the threshold.
207	提案されたオペレーショナルリスク係数は大きさおよび相対性の双方の観点から、ICS 標準手法に適切か？説明願う。		(コメントなし)	
208	オペレーショナルリスクに関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
209	2016 年フィールドテストで用いられた相関マトリクスの構造は適切か？「No」の場合、具体的な代替案と、そのアプローチがなぜより適切なのかについての証拠を提示願いたい。	No	損害保険会社を有する IAIG にとって、巨大災害リスクは、その構成要素の大部分が自然災害・賠償責任などの損害保険契約に基づくことが想定されるにも関わらず、巨大災害リスクと生保・医療との相関関係が 0.25 となっており、一貫性を欠いている。(損保と生保・医療については、相関係数 0 が設定されている)	For IAIGs that own non-life insurers, most Catastrophe risk components are expected to be based on general insurance contracts, such as those of natural disaster and liability insurance. However, the correlation factors between Catastrophe risk and Life risk, and Health risk are set at 25% respectively, which is inconsistent with the above expectation. (Meanwhile, the correlation factors between Non-life

			そのため、巨大災害リスクについて、それぞれ、損保・生保・医療モジュールのサブリスクに変更するか、簡便的に巨大災害と生保・医療の相関係数を0に変更する必要がある。	risk and Life risk, and Health risk are set at 0% respectively.) Therefore, it is necessary to change Catastrophe risk to sub-risks of Non-life, Life, and Health modules, or to simplify the approach by changing correlation factors between Catastrophe risk and Life risk, and Health risk to 0%.
210	ICS 標準手法の相関パラメータのキャリブレーションは、入手可能な関連データに限られているため、相当程度の判断を含めるべきか？「No」の場合、その論拠と具体的提案および代替アプローチを裏付ける証拠や参考資料を示していただきたい。	Yes	相関パラメータの較正は、限られたデータのみに基づいてなされるべきではない。仮にデータが存在した場合であっても、データ分析により得られたパラメータがテール事象における相関として妥当であるかどうかを判断し、妥当でないと考えられる場合には調整を行う、という手順を踏むのが望ましいと考える。	Calibration of correlation parameters should not be based on limited data only. Even if relevant data is available, it will be necessary to judge whether the parameter derived from the data analysis appropriately reflects correlation in tail events, and in cases where it is deemed inappropriate, to make adjustments.
211	統合や分散効果の反映のための相関パラメータのキャリブレーションにおいて、IAIS はどのようにデータと判断を併用できるか？		相関パラメータの較正は、限られたデータのみに基づいてなされるべきではない。仮にデータが存在した場合であっても、データ分析により得られたパラメータがテール事象における相関として妥当であるかどうかを判断し、妥当でないと考えられる場合には調整を行う、という手順を踏むのが望ましいと考える。	Calibration of correlation parameters should not be based on limited data only. Even if relevant data is available, it will be necessary to judge whether the parameter derived from the data analysis appropriately reflects correlation in tail events, and in cases where it is deemed inappropriate, to make adjustments.
212	ICS 標準手法の相関パラメータのキャリブレーションに関連する入手可能なデータはあるか？説明願う。	Yes	相関パラメータの較正においては、可能な限りデータを活用することを模索すべきである。例えば、市場リスクに関しては、豊富なヒストリカルデータを用いることが出来る。	In the calibration of the correlation parameters, existing data sources should be maximised. For example, abundant data is available with regard to Market risk.
213	ICS のリスク間で使用される相関係数は、ICS 標準手法に適切か？説明願う。「No」の場合、論拠および証拠で裏付けされた代替案を示していただきたい。	No	損害保険会社を有する IAIG にとって、巨大災害リスクは構成要素の大部分が自然災害・賠償責任などの損害保険契約に基づくことが想定されるが、巨大災害リスクと生保・医療との相関関係が25%となっており、一貫性を欠いている。（損保と生保・医療については、相関係数0が設定） そのため、巨大災害リスクについて、それぞれ、損保・生保・医療モジュールのサブリスクに変更するか、簡便的に巨大災害と生保・医療の相関係数を0に変更する必要がある。	For IAIGs that own non-life insurers, most Catastrophe risk components are expected to be based on general insurance contracts, such as those of natural disaster and liability insurance. However, the correlation factors between Catastrophe risk and Life risk, and Health risk are set at 25% respectively, which is inconsistent with the above expectation. (Meanwhile, the correlation factors between Non-life risk and Life risk, and Health risk are set at 0% respectively.) Therefore, it is necessary to change Catastrophe risk to sub-risks of Non-life, Life, and Health modules, or to simplify the approach by changing the correlation factors between Catastrophe risk and Life risk, and Health risk to 0%.
214	生保リスクに使用される相関係数は、ICS 標準手法に適切か？「No」の場合、論拠および証拠で裏付けされた代替案を示していただきたい。	No	経費リスクと、死亡率リスク・長寿リスク・解約・失効リスクとの相関係数が、それぞれ25%・25%・50%となっているが、死亡率リスク・長寿リスク・解約・失効リスクが顕在化しても、経費リスクへの影響は極めて限定的と考えられ、いずれも相関係数は0%が妥当と考える。	The correlation factors between Expense risk and Mortality risk, Longevity risk, and Lapse risk are set at 25%, 25%, and 50% respectively. However, even if these risks manifest, the impact on Expense risk is expected to be very limited. Therefore, all of these correlation factors should be 0%.
215	市場リスクに使用される相関係数は、ICS 標準手法に適切か？「No」の場合、論拠および証拠で裏付けされた代替案を示していただきたい。		(コメントなし)	
216	統合および分散効果の反映に関して、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
217	正確性と実務上の実現性/複雑性のバランスがとれるような適切な粒度はどのようなものか？		恣意性の排除と簡便性の観点から、トップダウン・アプローチの採用、および連結ベースでの簡便的な実現可能性の検証を要望する。	To eliminate arbitrariness and ensure simplicity, we support the top-down approach and call for a simplified realisability assessment on a consolidated basis.
218	国レベルでの実効税率を使用するアプローチは適切か？説明願う。	Yes	調整項目が明らかに国別に特定できる項目に限定すれば、妥当と考えられる。	The approach would be appropriate, though only for items for which specific adjustments at the country level can be determined.
219	グローバル実効税率を導き出す適切な方法と考えられるのは何		再評価・所要資本それぞれに適用すべき税率を正確に計算することは実務上困難と考え	In practice it will be difficult to accurately calculate the rates to be respectively applied to revaluation

	かについて論述いただきたい。提案される方法については、メリットとデメリットを簡単に列挙して補足いただきたい。		られるため、当該グループ全体の税率に近似しているとみなせる場合には、簡便的に、多くの会計基準で要請されている実効税率に関する注記データを活用することや、親会社又は主要な会社の税率を用いることとしてはどうか？	and capital requirements. Therefore, in cases where the tax rates can be presumed to approximate the tax rate of the entire group, we propose the use of a simplified approach which utilises the annotated data on effective tax rates required under many accounting standards, or tax rates applied to the parent company or major group entities.
220	評価調整後繰延税金資産が資本の構成要素に含まれる場合、その実現可能性や部分的控除の決定方法もまた計算要素となりうる。トップダウン・アプローチを前提とした場合で、繰延税金資産の実現可能性の適切な決定方法について提案はあるか？部分的控除のほうが好ましいと考えるか？貴方の回答の論拠も示されたい。		会計上の繰延税金資産の控除割合を利用することが考えられる。なお、控除割合の算出に当たり、評価性引当から解消時期が不明なもの（例えば、土地の減損等）による額を除いたベースの割合とすべきと考える。	The deduction percentage for DTAs according to the accounting framework can be used. The deduction percentage should be set based on a valuation allowance that excludes the amounts for which the reversal period is unspecified (for example, depreciation of land).
221	IAIS は評価調整後繰延税金の決定について、よりボトムアップなアプローチを目指すべきか？「Yes」の場合、その見方を裏付ける解説をお示しいただきたい。	No		
222	GAAP+および MAV における再評価の繰延税金に与える影響を反映させるうえで、IAIS が検討すべき他の選択肢を示していただきたい。		(コメントなし)	
223	繰延税金資産および繰延税金負債は MAV および GAAP+の両アプローチにおいて、他のバランスシート項目との整合的な評価を保つため、割引の影響を考慮するように調整されるべきか？説明願う。	No	割引計算を行う場合、一時差異の解消時期を見積もること等が必要となり、実務負担が非常に大きくなるため、簡便的に割引を考慮しないことが現実的と考える。 バランスシート項目の大半が割引後の価値で計上されているとの前提に立てば、タイミング・デファイレンスも割引後で計算されることとなり、簡便法による誤差は小さいと考えられるし、繰延税金資産／繰延税金負債と、他のバランスシート項目との整合性も保たれると考えられる。	Taking into account the effect of discounting will necessarily increase the associated burden of IAIGs greatly, including an estimation of the reversal period of temporary differences. Therefore, it is realistic simply not to reflect the discounting effect. Assuming that most of balance sheet items are recorded on a discounted basis, timing differences will also be calculated on such a basis, and potential inaccuracies in the simplified approach will be small. At the same time, this will ensure consistency between DTAs / DTLs and other balance sheet items.
224	上記質問への回答が「Yes」の場合、繰延税金資産または繰延税金負債の1種類のみ(例:長期項目)についての割引に制限がかけられるべきか？説明願う。			
225	ストレス後の繰延税金資産に対する割引効果の概算は、ICS 所要資本への税調整において考慮されるべきか？説明願う。	No	会計との整合性や簡便性を考慮し、割引は不要と考える。	For the consistency with accounting and simplicity, it is unnecessary to take the discounting effect into consideration.
226	MOCE は税の影響を受けるべきか？「Yes」の場合、どの実効税率が適用されるべきで、それはなぜか？P-MOCE、CoC MOCE の双方について回答願う。	Yes	P-MOCE に損失吸収性がないとの前提に立てば、P-MOCE、CoC-MOCE とともに、保険負債の一部であり、保険負債の MAV と GAAP の差額の取り扱いと同様に、グローバル実効税率を用いて、税引後で認識すべきと考える。	Assuming that the P-MOCE is not loss-absorbing, both the P-MOCE and CoC MOCE are part of insurance liabilities and should be recognised post-tax using a global effective tax rate in a similar way to the difference between MAV and GAAP insurance liabilities.
227	CoC MOCE の計算に繰延税金の前提を組み入れるべきか？「Yes」の場合、具体的に述べていただきたい。	Yes	保険負債と同様に、CoC MOCE は税引前で計算し、これに対する繰延税金資産を、グローバル実効税率を用いて認識すべきである。	Similar to the treatment of insurance liabilities, the CoC-MOCE should be calculated on a pre-tax basis, and their corresponding DTAs should be recognized using a global effective tax rate.
228	実現可能性の適切な(測定)手法についての具体的な提案をしていただきたい。		評価調整後のバランスシートにおける繰延税金資産は、平時を想定した実現可能性評価に基づく金額を資本算入すべきと考える。ストレス時の実現可能性は、所要資本の計算において勘案されるべきである。	As for DTAs on post valuation adjustment balance sheets, the amount based on the realisability assessment premised on normal circumstances should be included in capital resources with no limit. Realisability under stress should be taken into consideration only in the capital requirement calculation.
229	部分的控除または全体的上限による資本リソースへの繰延税金資産の算入制限に関する検討について、意見やフィードバックを		評価調整後のバランスシートにおける繰延税金資産は、平時を想定した実現可能性評価に基づく金額を全額資本算入すべきであり、算入制限を設けるべきではない。ストレス時	As for DTAs on post valuation adjustment balance sheets, the amount based on the realisability assessment premised on normal circumstances should be included in capital resources with no limit.

	いただきたい。		の実現可能性は、所要資本の計算においてのみ勘案し、資本リソースとのダブルカウントは回避すべきと考える。	Realisability under stress should be taken into consideration only in the capital requirement calculation, while avoiding double counting in capital resources.
230	ICS 所要資本における繰延税金の適切な扱いにつながる、ストレス下での繰延税金資産の実現可能性の適切な評価手法はあるか？「Yes」の場合、説明願う。	Yes	我々は、評価調整後繰延税金資産についてトップダウン・アプローチにより実現可能性を評価すべきと考えており、そこで使用される控除割合に一定の掛け目を乗じた率を、ストレス下での実現率とすることが考えられる。	The realisability of post valuation adjustment DTAs should be evaluated using a top-down approach. The realisability of DTAs under stress can be expressed as a certain factor multiplied by the deduction percentage used under this approach.
231	ICS 所要資本の計算に税効果を含めるために、IAIS は次のいずれを検討すべきか？メリット・デメリットも含めて説明願う。①税効果は分散効果考慮前の個々の ICS リスクチャージに含まれるべきか？②ICS 所要資本に対する税効果は無視し、代わりに分散効果考慮前の個々の ICS リスクチャージの較正を通じて ICS 所要資本の較正にそれを反映させるべきか？（これを反映させるために、どのように個々の ICS リスクチャージが再較正されるかについて、提案願いたい。）③ICS 所要資本は現在のフィールドテストと似たようなアプローチ（各 ICS リスクチャージは税前ベースで計算され、税効果はグローバル実効税率を使って分散効果考慮後の統合ベースに反映する）で計算されるべきか？④他のアプローチが使用されるべきか？（詳細を提示願う。）	③	税効果は分散効果考慮後の ICS 所要資本に基づいて計算されるべきである。ICS 所要資本における税効果の計算を、過度に詳細かつ複雑なものとする事は避けるべきであり、トップダウン・アプローチが望ましい。	The tax impact should be calculated based on the ICS capital requirement post diversification. We prefer a top-down approach, to avoid overly detailed and complicated calculations of the tax impact in the ICS capital requirement.
232	繰延税金の効果はボトムアップアプローチで計算される場合、税務戦略／マネジメントアクションおよび分散効果は各税務管轄区域に反映／アロケートされるべきか？「Yes」の場合、どのように反映／アロケートされるべきか？	Yes	（トップダウン方式が望ましいと考えるが、）ボトムアップ方式の場合には、税効果反映前の ICS 所要資本を、何らかの方法により課税単位となる IAIG グループ内の法人に配賦し、法人それぞれにおいて、各法人における分散効果配賦後の ICS 所要資本に相当する損失が発生した場合の、当該損失の（税務戦略・マネジメントアクションを勘案したうえで）将来課税所得による回収可能性を評価し、税効果の金額を見積もる必要がある。なお、このような手法とする場合、実務的な困難を伴うため、ICS 原則 8 の考えからは外れる計算手法となる。	(Although we prefer a top-down approach), under a bottom-up approach, it is necessary to allocate the ICS capital requirement (before tax effects are reflected) to entities in the group determined as units of taxation in a specified manner, and, on the assumption that a loss equivalent to the post-diversification ICS capital requirement of each entity occurred, to assess the realisability regarding future tax profits of the loss (after reflecting tax strategies and management actions) to make an estimate of tax effects. However, if this approach were to be adopted, it would raise practical difficulties and be inconsistent with ICS Principle 8.
233	IAIS は繰延税金資産の実現可能性の具体化に取り組むべきか？「Yes」の場合、ストレス下の繰延税金資産に関する問題（将来課税所得の定義、将来利益へのショックの反映、ダブルカウントの回避を含む）を考慮に入れつつ説明願いたい。	No		
234	課税所得のある規制対象外のグループ会社に税務欠損を売却することにより、ストレス環境による損失の税効果分の価値を得ることができるとの仮定が認められるべきか？「Yes」の場合、それらのグループ会社がストレス環境下でも利益を生み出せるかどうかについて、どのように評価するのか？		（コメントなし）	
235	ICS における税に関するアプローチについて、ICS バージョン 1.0 の開発に向けて IAIS が考慮すべき更なるコメントがあるか？もしあれば十分な詳細およびその根拠を述べられたい。	No		
236	追加コメント	Yes	・ GIAJ として、今回の市中協議文書に対し、コメントする機会を与えられたことに感謝の	- GIAJ wishes to express thanks for the opportunity to comment on this consultation document.

<p>ICS Ver.1.0 の開発に当たり、これまでの質問で考慮されていない事項のうち IAIS が考慮すべきものについて追加コメントはあるか。「Yes」の場合、詳細および合理性についてコメントされたい。</p>	<p>意を表したい。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の市中協議においては、負債・リスクの評価・測定などの技術的論点の検討が先行しているが、本来、これらの課題は、ICS の使用方法（監督上の位置付け・当局の是正措置との関係等）などとセットで議論された方が、より有益かつ効率的な論議が出来るものとする。なお、今回 GIAJ が提出するコメントは、今後 ICS の使用方法などの課題が議論される際に再考される可能性があることをお含み置き願いたい。</li> <li>・ 現在、IAIS が想定しているスケジュールにおいては、各国適用に用いられる ICS version2.0 の段階においても、なお MAV と GAAP+ のような複数の考え方が併存する前提とされている。このように、二つの考え方が併存された状態で各国の規制に導入されることは望ましいことではなく、一つの経済価値ベースの考え方に収斂し、真に比較可能性・公平性が確保された後で、各国に導入されることが必要であるとする。</li> <li>・ 今回の市中協議では論点とされていないが、規制の策定にあたっては上記以外に議論されるべき点として、計算負荷の大きさとそこから得られる便益のバランスを考慮することも挙げておきたい。即ち、2016 年 ICS フィールドテスト仕様書における『4.2 Proportionality/Best effort』中の第 16 項および第 17 項に記載されている内容は、『プロポーシヨナリティ原則』として、ICS 原則に追加されるべきと考える。なお、これとは別の話であるが、Ver1.0 に基づくコンフィデンシャル・レポーティングは、IAIGs の準備が間に合わないことが想定されるため、フィールドテストと同様、“Best effort”ベースで実施されるべきである。</li> <li>・ 我々のコメントが、IAIS の ICS 策定に向けた検討作業の一助となることを期待する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>- While the current consultation advances the discussion of technical aspects such as the valuation and measurement of liabilities and risks, we think that these issues should essentially be addressed in conjunction with how the ICS will be utilized (i.e. how it will be positioned within the supervisory framework and its relation with corrective measures by the regulators etc.) to enable a more beneficial and efficient discussion. Please note that the comments which the GIAJ submit on this occasion may be revisited at a later date when issues such as how the ICS will be utilized are discussed.</li> <li>- Under the IAIS’s currently proposed schedule, it is assumed that multiple views will co-exist such as MAV and GAAP plus approaches even for ICS Version 2.0 which is the jurisdictional implementation stage. Regulatory implementation by each country while two views co-exist is not desirable. It should be implemented by each country only after achieving convergence toward a single economic value-based approach and ensuring true comparability and fairness.</li> <li>-Although not an issue in the current consultation, in developing regulatory standards, it is important to consider a balance between the burden of calculation and its benefits in addition to the issues mentioned above. Specifically, we think that the contents described in Paragraphs 16 and 17 of 4.2 Proportionality / Best effort in the 2016 Field Testing Technical Specifications should be added to the ICS Principles as a “Proportionality Principle”. Meanwhile, on a separate note, the confidential reporting based on ICS Version 1.0 should be conducted on a best effort basis in a similar way to the field testing exercises as it may not be possible for IAIGs to make preparations on time.</li> <li>- We hope that our comments will be of help to the IAIS's work towards the development of the ICS.</li> </ul>
---	---	--